

蟹江町公共施設等総合管理計画

平成29年3月（策定）

令和4年3月（改訂）

蟹江町

目次

第1章	はじめに	1
(1)	公共施設等総合管理計画の策定の趣旨	1
(2)	位置づけ	2
(3)	計画期間	3
(4)	対象とする施設	3
第2章	公共施設等を取り巻く状況	4
(1)	人口の動向及び将来の見通し	4
(2)	財政状況	6
ア	歳入決算額の推移	6
イ	歳出決算額の推移	7
ウ	基金残高の推移	8
第3章	公共施設等の現況及び将来の見通し	9
(1)	公共施設等の分類	9
(2)	公共建築物の整備の現状	10
ア	建物の現状	10
イ	建築年度別建物整備状況	11
ウ	耐震化の状況	11
エ	類似団体との比較	13
オ	過去に行った対策の概要	15
(3)	インフラ施設の整備の現状	16
ア	道路	16
イ	橋りょう	16
ウ	上水道	17
エ	下水道	19
(4)	公共施設保有総量及び有形固定資産減価償却率の推移	20
(5)	将来の更新費用の推計	20
ア	公共建築物の更新費用推計	20
イ	インフラ施設の更新費用推計	23
第4章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	29
(1)	課題の整理	29
(2)	基本目標	30

(3) 基本方針	31
(4) P D C Aサイクルの推進方針	34
ア 住民との情報共有	34
イ 進捗管理	34
第5章 施設類型毎の管理に関する基本方針	35
(1) 庁舎等	35
(2) 消防（消防本部・分団詰所等）	36
(3) 学校教育（小中学校）	37
(4) 学校教育（給食センター）	38
(5) 社会教育（社会教育）	39
(6) 社会教育（公民館）	41
(7) 社会教育（体育施設）	42
(8) 社会教育（図書館）	43
(9) 保健福祉（保健センター）	44
(10) 保健福祉（高齢者福祉）	45
(11) 保育（保育所）	46
(12) 保育（児童館）	47
(13) 衛生（斎苑）	48
(14) 防災（防災施設）	49
(15) 道路	50
(16) 橋りょう	51
(17) 上水道	52
(18) 下水道	53
第6章 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針	54
(1) 全庁的な管理体制の構築及び人材の育成	54
(2) フォローアップの実施方針	54
用語集	55

第1章 はじめに

(1) 公共施設等総合管理計画の策定の趣旨

本町はこれまで、時代の潮流や住民意識の変化などを踏まえ、住民ニーズの多様化、高度化等に適切に対応し、住民一人ひとりが快適な生活環境下において、「やすらぎ（安心・快適）・げんき（活力）・ほこり（魅力）」を高める活動を住民と行政がささえあう「粹」な都市づくりを目指してきました。

本町では、高度成長期とその後の第二次ベビーブームによる急激な人口増加に伴う行政ニーズに対応するため、1970年代後半から80年代前半にかけて学校施設を中心に、公共建築物やインフラ施設（以下「公共施設等」という。）を集中的に整備してきましたが、少子高齢化の進行や人口減少による社会構造の変化とともに住民ニーズが大きく変わってきています。

この先、当時整備した公共施設等が集中的に更新・改修時期を迎え、多額の更新費用が見込まれる一方で、税収の伸び悩み、高齢化等に伴う社会保障費の増大など、近年の厳しい財政状況の中、新たな公共施設等の整備、拡充は容易ではありません。

そこで、本町においては、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点と計画性をもって公共施設等の更新・改修・統廃合等を行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、将来にわたって持続可能かつ最適な管理運営を実現するため、平成29年3月に「蟹江町公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定し取組を推進してきました。

総合管理計画では、10年毎を目途にフォローアップとして見直しを行うこととしておりましたが、国において、公共施設等総合管理計画については、不断の見直しを実施し、充実させていくことが適当であるとの考えのもと、平成30年2月に公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針が改訂されたことや令和3年度中に見直しするよう各地方公共団体に要請していることを踏まえ、本町においても、総合管理計画の一部を改訂し、公共施設等の適正管理の更なる推進に取り組むこととします。

(2) 位置づけ

蟹江町総合計画、蟹江町国土強靱化地域計画、蟹江町都市計画マスタープランなど、関連する諸計画との整合を図りつつ、公共施設等に対する維持管理の指針を提示するもので、以下の3点を示します。

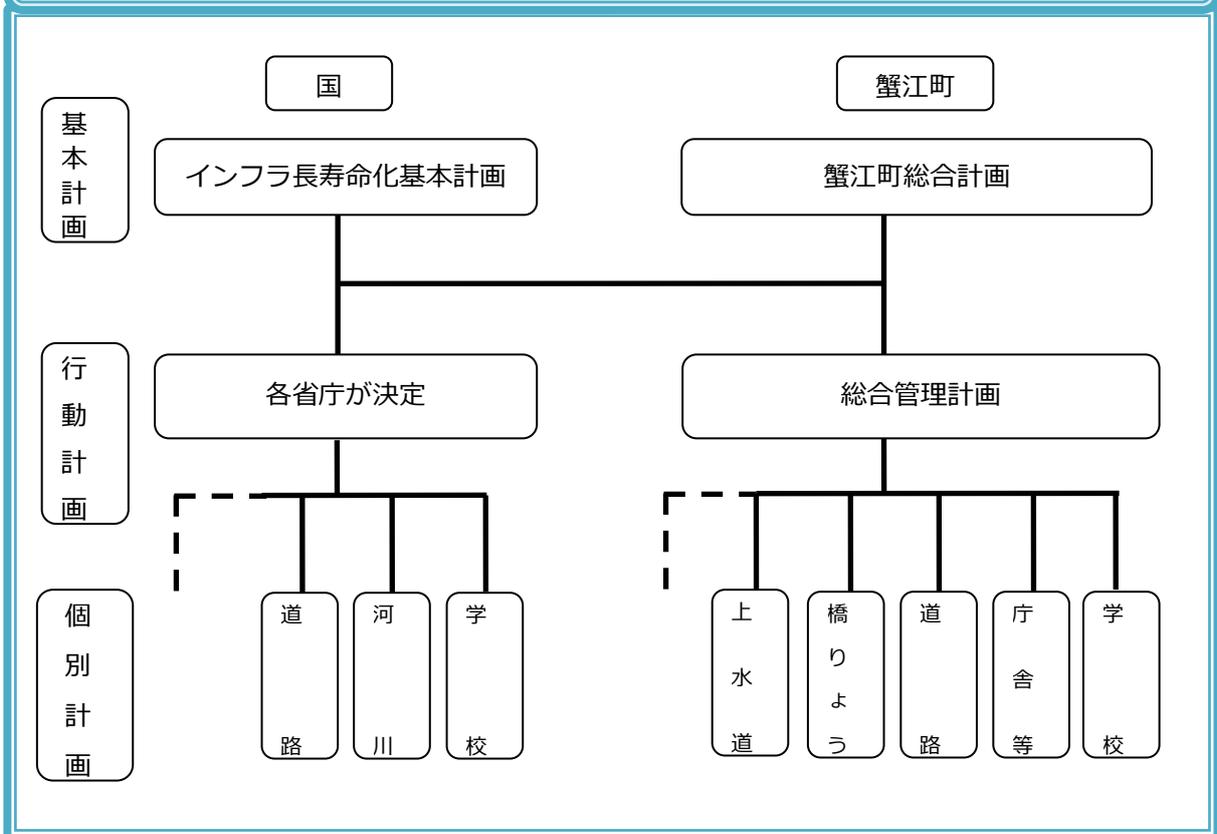
総合管理計画に記載する事項

- 公共施設等の現況及び将来の見通し
- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針
- 施設類型毎の管理に関する基本的な方針

総合管理計画は、インフラ施設について分野別に策定される「蟹江町橋梁長寿命化修繕計画」や「蟹江町水道ビジョン」等の上位計画として位置づけ整合を図ります。

また、平成25年11月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」等との関連を示すと、以下のようになります。

総合管理計画の位置づけ



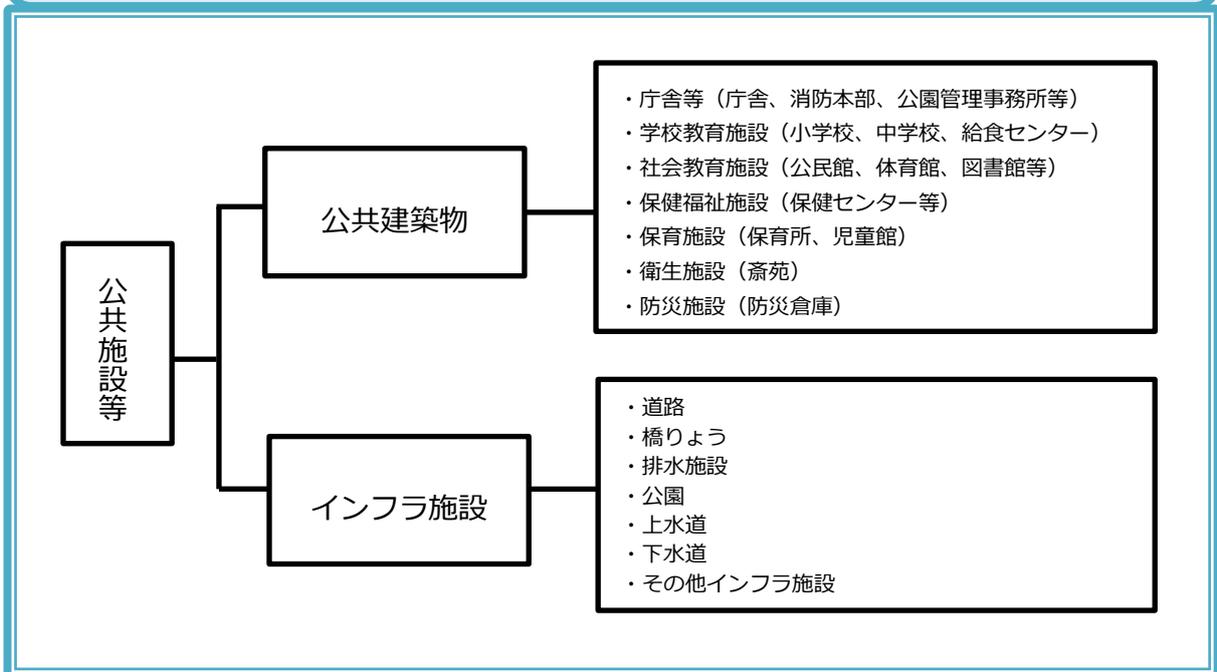
(3) 計画期間

計画的な取組の実行に際しては、人口規模や財政状況等を考慮しながら進める必要があることから、計画期間を平成29年度から令和38年度までの40年間とします。

(4) 対象とする施設

対象とする施設は、本町が保有する全ての公共施設等とします。

総合管理計画の対象施設



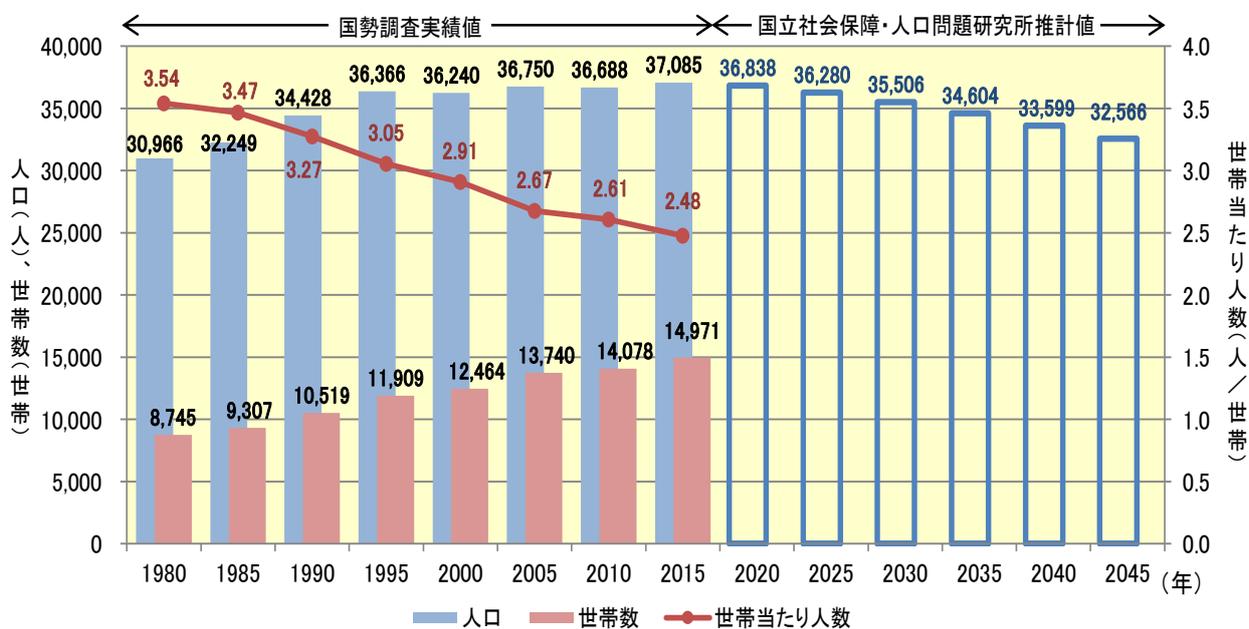
第2章 公共施設等を取り巻く状況

(1) 人口の動向及び将来の見通し

本町の人口は、2010年に一時的に減少したものの、2015年には再び増加に転じています。世帯数は現在まで増加傾向にあり、世帯当たり人数は減少傾向にあります。

今後の人口推移について、国立社会保障・人口問題研究所発表の推計データによれば、本町でも人口減少傾向になり、現在の出生や転入・転出の傾向が続いた場合には、2045年には32,566人となり、2015年比で12%減少することが見通されています。

【人口の推移と今後の見通し（資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所）】

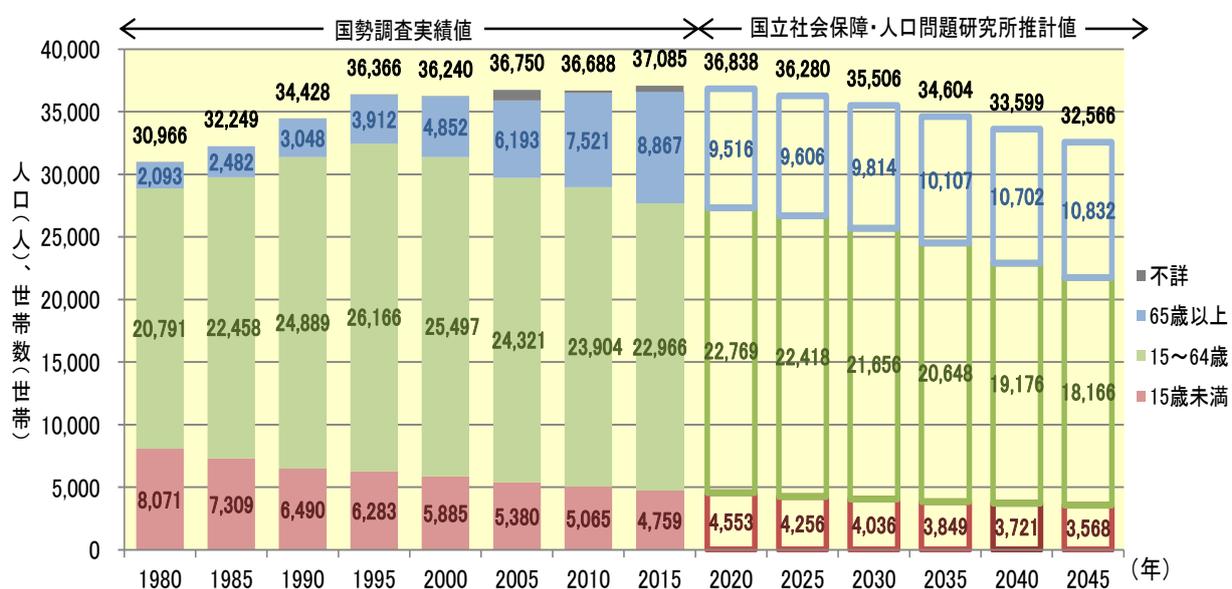


(出典：蟹江町 人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略)

<年齢別人口>

- ・ 15歳未満人口は、1980年以降減少が続いており、2015年の4,759人から2045年には3,568人に25%減少することが見通されています。
- ・ 15歳以上65歳未満人口は、1995年までは増加していたが、以降は減少傾向になり、2015年の22,966人から2045年には18,166人に21%減少することが見通されています。
- ・ 65歳以上人口は増加が続いており、2015年の8,867人から2045年には10,832人に22%増加することが見通されています。

【年齢3区分別人口の推移と今後の見通し（資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所）】



（出典：蟹江町 人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略）

(2) 財政状況

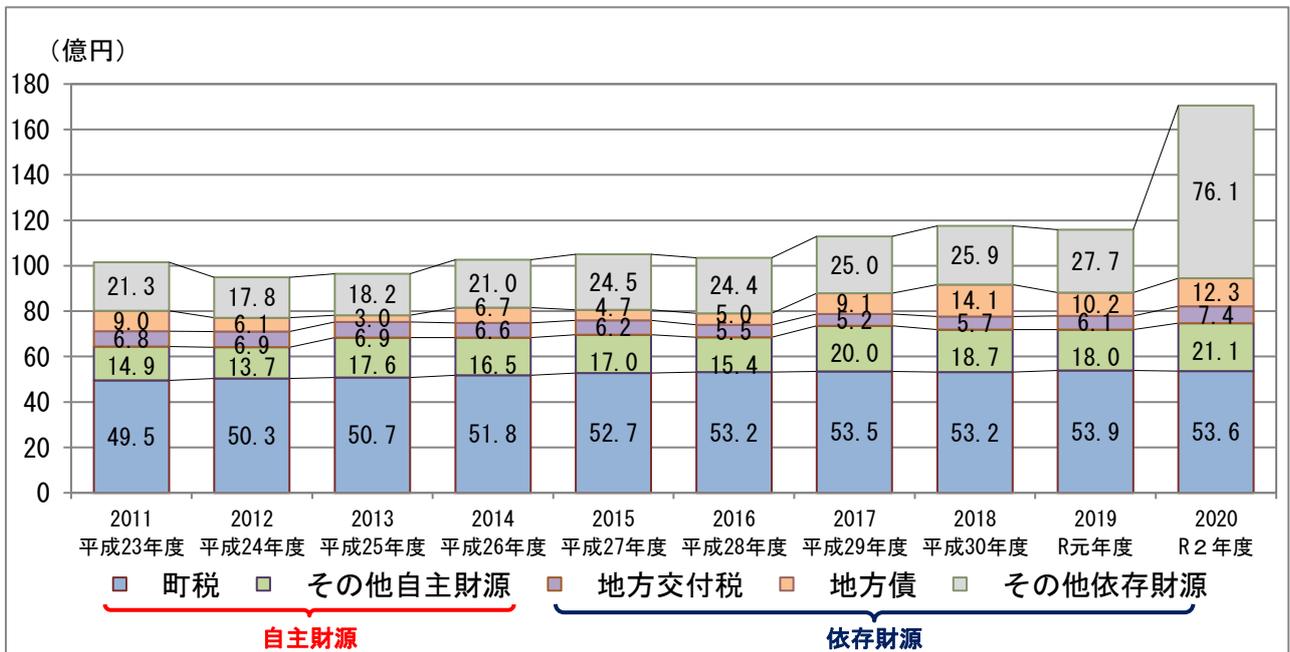
ア 歳入決算額の推移

過去10年間の状況を見ると、歳入総額は増加しているものの自主財源の比率は減少しており、自主的な財政運営が難しくなる傾向にあります。また、歳入の根幹となる町税収入は、平成20年秋の世界的金融危機により大幅に減少した後、ここ10年間は同程度で推移しています。この減収を補うため、臨時財政対策債の発行や財政調整基金の取崩しなどにより対応しております。

歳入全体では、緩やかな景気の回復が反映され、法人住民税の減少等の減収の要因はあるものの、個人住民税の増加等により令和2年度は前年度比で増収となっております。

今後、税制改正等の国の動向等による変動の可能性はありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会経済への影響や、人口減少及び少子高齢化が進行することによる影響を考慮すると、歳入総額の大きな増加は見込めないと想定して、健全な財政運営に向けて対策を講じていく必要があります。

【直近10年間の歳入の状況】



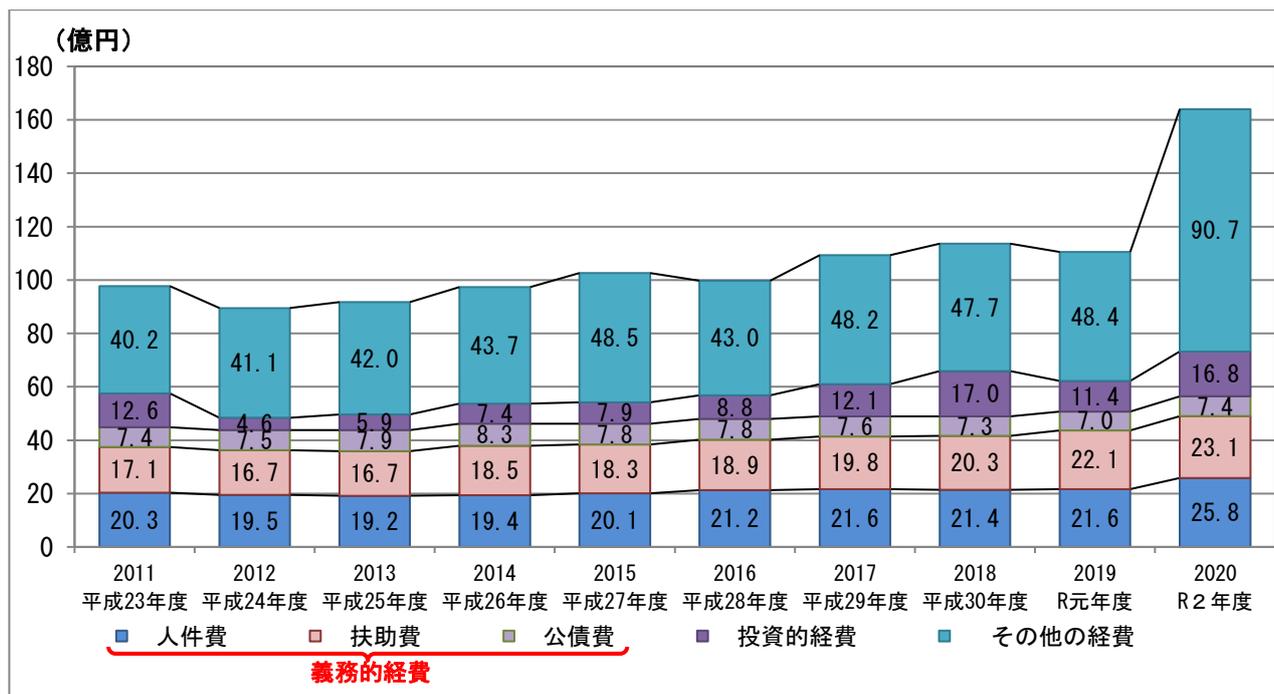
イ 歳出決算額の推移

過去10年間の状況を見ると、義務的経費のうち人件費は、会計年度任用職員に係る報酬や児童福祉事業の拡充に伴う保育所・学童保育所・児童館の職員数の増加等により増加傾向にあります。

また、公共施設等の建設や改修等に関する投資的経費は、自由通路等整備事業、街路整備事業及び近鉄蟹江駅駅前周辺整備事業等を実施したことで増加しました。

歳出全体では、今後も扶助費や公債費を中心とした義務的経費の増加が見込まれる一方で、投資的経費についても、老朽化に伴う更新や大規模な改修等への対応の集中により費用の増加が予想されます。限られた財源の中、将来にわたって持続可能で最適な管理運営を実現するためには、中長期的かつ総合的な視点で公共施設等にかかる費用の削減や平準化に取り組む必要があります。

【直近10年間の歳出の状況】



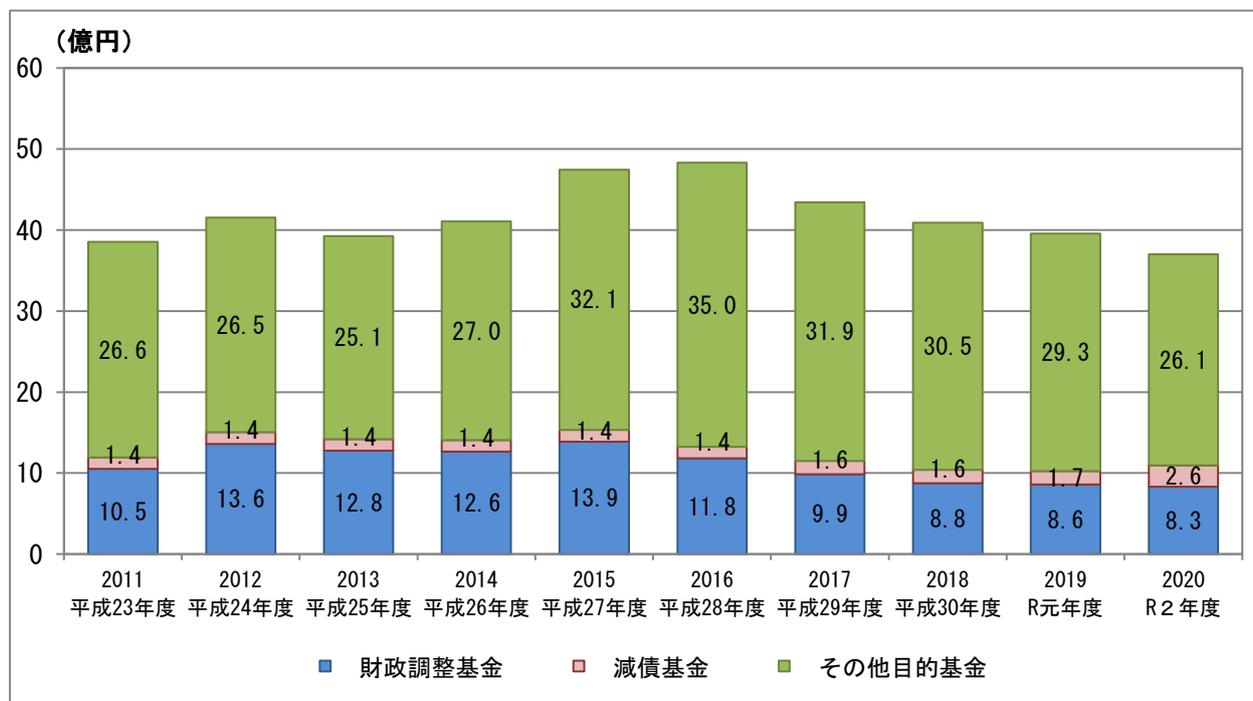
ウ 基金残高の推移

令和元年度末における本町の基金残高は、約39億円です。基金はその目的によって、用途が特定されていない財政調整基金や、公共施設の整備保全のための公共施設整備基金などに分かれています。

公共施設整備基金は、効率的な予防保全の実施や、老朽化が進む公共施設の建替え、改修及び解体等に対応するために積み立てています。

基金は、必要な事業を着実に実施していくための重要な財源であり、効果的に活用して取組を進めます。

【直近10年間の基金残高の状況】



第3章 公共施設等の現況及び将来の見通し

(1) 公共施設等の分類

本町の保有する公共施設等を次の類型に分類し、その類型ごとに、分析等行っていくこととします。

公共施設等の分類		
施設類型		主な公共施設
大分類	小分類	
庁舎等	庁舎	役場庁舎
	消防庁舎	消防本部
	分団詰所その他	分団詰所・防火水槽
	公園	公園管理事務所
学校教育	小学校	小学校
	中学校	中学校
	給食センター	給食センター
社会教育	社会教育	歴史民俗資料館・産業会館・ 観光交流センター
	公民館	蟹江中央公民館・中央公民館分館
	体育施設	蟹江町体育館・体育館分館
	図書館	図書館
保健福祉	保健センター	保健センター
	高齢者福祉	老人福祉センター・ふれあいプラザ・ 多世代交流施設
保育	保育所	保育所
	児童館	児童館
衛生	斎苑	斎苑
防災	防災施設	防災倉庫
道路	—	—
橋りょう	—	—
河川	—	—
上水道	—	管理事務所
下水道	—	クリーンセンター

(2) 公共建築物の整備の現状

ア 建物の現状

本町の保有する公共施設の類型別建物総延床面積は、以下の通りです。

類型別建物総延床面積の割合をみると、学校教育が全体の約57%を占めており、これに保育の約9%を加えると、全体の7割近くの建物が学校教育及び保育に供されていることが分かります。したがって、本町においては、この学校教育及び保育に係る建物の維持・管理を今後いかに行っていくかが非常に重要であることが分かります。

なお、上水道及び下水道はいわゆるインフラ施設に該当しますが、上水道は管理事務所等、下水道はクリーンセンターを建物として保有することから、本計画での分析の対象とします。

類型別建物総延床面積

類型	総延床面積 (㎡)	割合
庁舎	4,395.68	5.5%
消防	2,274.22	2.8%
学校教育	45,750.00	56.8%
社会教育	11,717.22	14.6%
保健福祉	5,187.48	6.4%
保育	7,582.63	9.4%
衛生	401.73	0.5%
防災	953.26	1.2%
公園	949.08	1.2%
上水道	1,226.70	1.5%
下水道	117.00	0.1%
合計	80,555.00	100.0%

イ 建築年度別建物整備状況

本町の保有する公共施設は、一般的にみられるような高度経済成長期に集中的に整備されたのではなく、やや遅れて高度成長期後期からいわゆるバブル景気前の1970年台後半から1980年台前半にかけて整備されてきました。これはいわゆる団塊ジュニアが就学する時期に、学校教育施設を中心に集中的に整備されてきたことによる部分が大きいと考えられます。

また、1980年台までに整備された施設が、全体の約70%を占め、その多くにおいて老朽化が進行しており、今後深刻な問題となりうることを示しています。

さらに、年代別・類型別の整備床面積を見ると、多くの年代で学校教育施設の占める割合が多いことは改めてわかります。

また、庁舎や中央公民館、公民館分館等、学校教育施設以外の大規模公共施設の整備が行われた年には、整備総量が急増することとなっており、今後の施設の建替え等の際にも短期間に多額の費用が必要となることが予測されます。

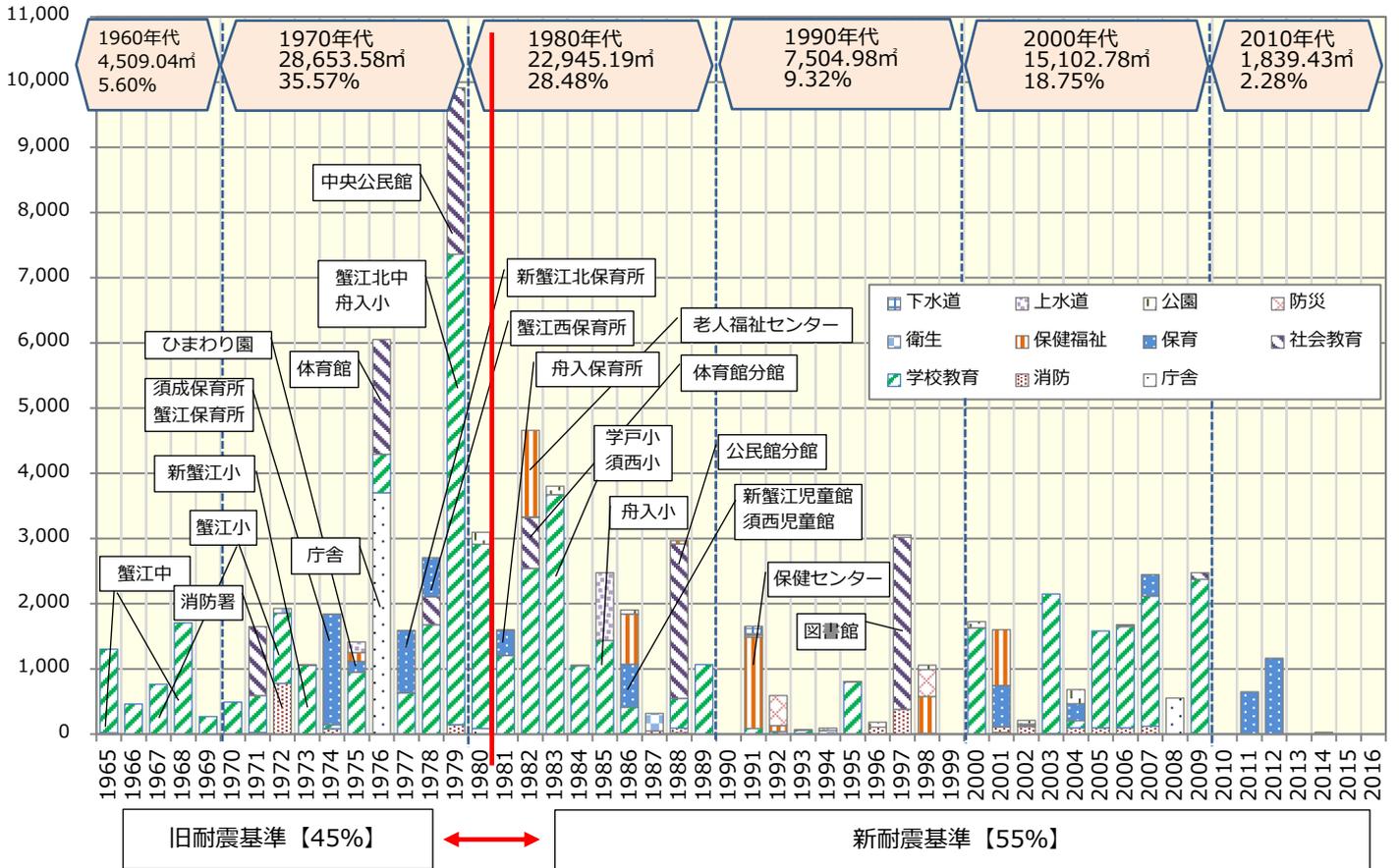
したがって、建替えはもちろん大規模改修等多額の費用を要する事業の実施時期等、適切な計画を策定する必要があるといえます。

ウ 耐震化の状況

建築基準法施行令改正によりいわゆる新耐震基準が施行された1981年（昭和56年）6月1日以降に建設された施設が全体の延床面積比で約55%となっています。一方、いわゆる旧耐震基準で施工された施設は約45%となっていますが、1981年以前であっても建築時期によっては、耐震性能を満たした建物として設計等されている場合もあります。

本町においては、倉庫等日常的に人の出入りの少ない一部の建物を除き、平成15年度から22年度にかけて耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強工事を行っています。

延床面積 (㎡)



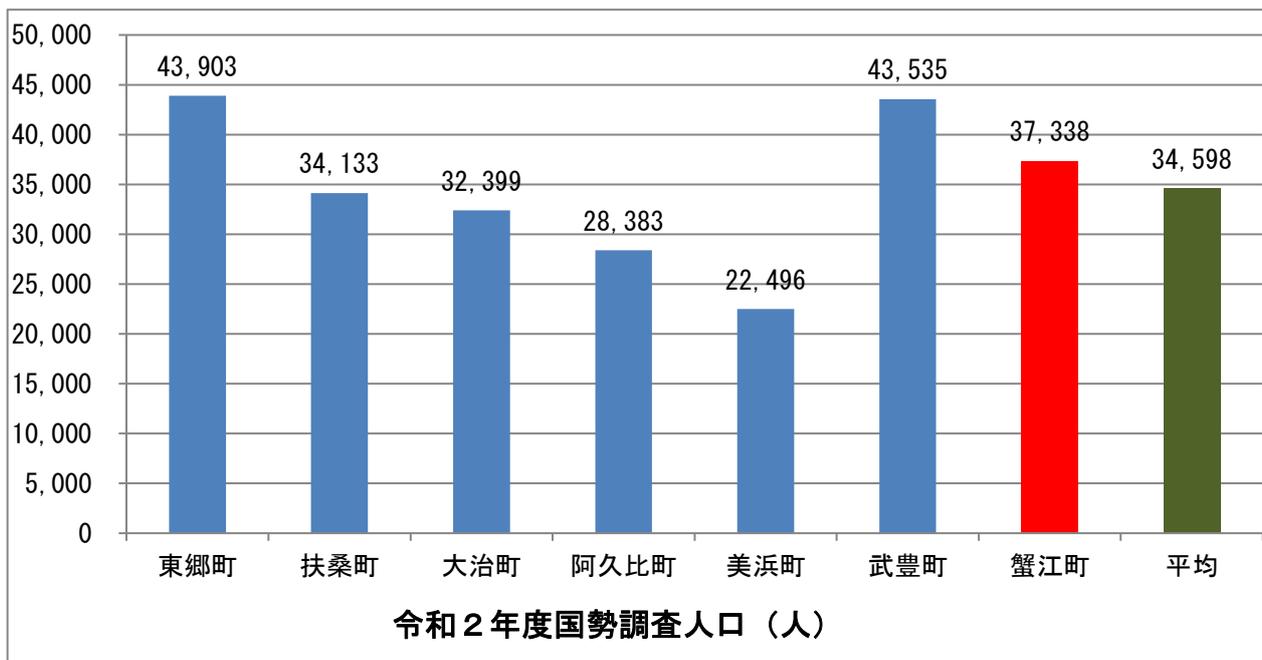
年代別・類型別整備面積

工 類似団体との比較

公共施設状況調査をもとに人口や公共施設保有量を愛知県内の類似団体と比較すると次のように示されます。

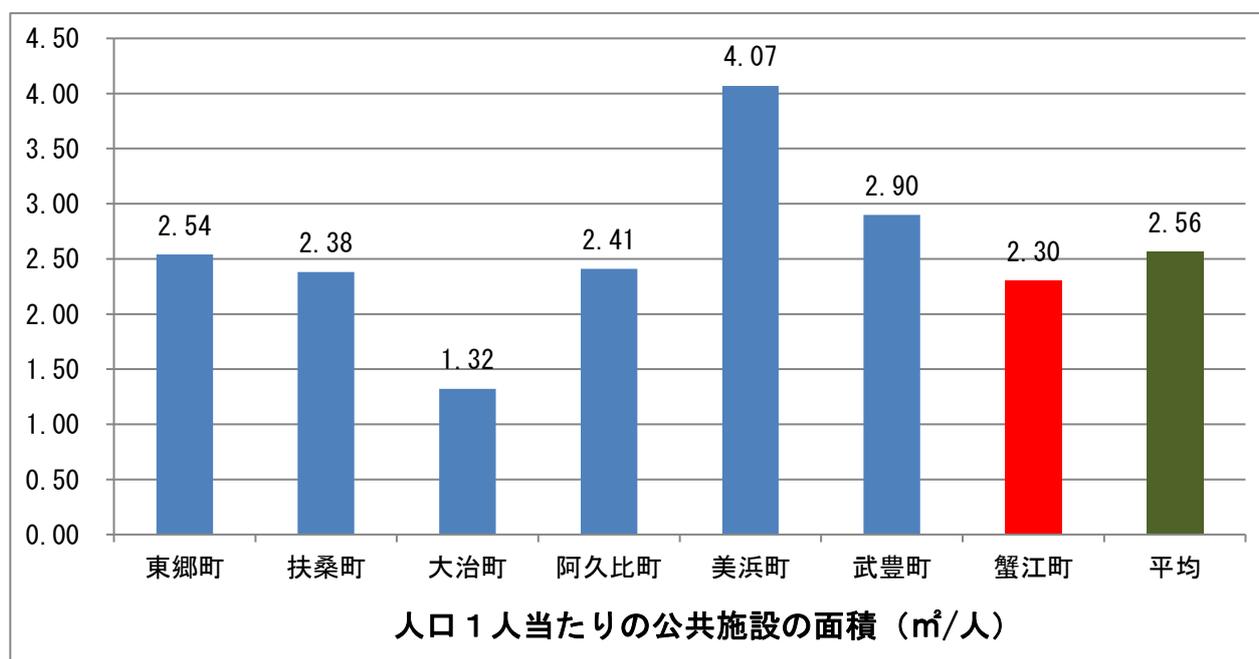
① 人口

令和2年国勢調査における本町の人口は、37,338人であり、類似団体の中では、3番目に多く、類似団体の平均値34,598人を上回っています。



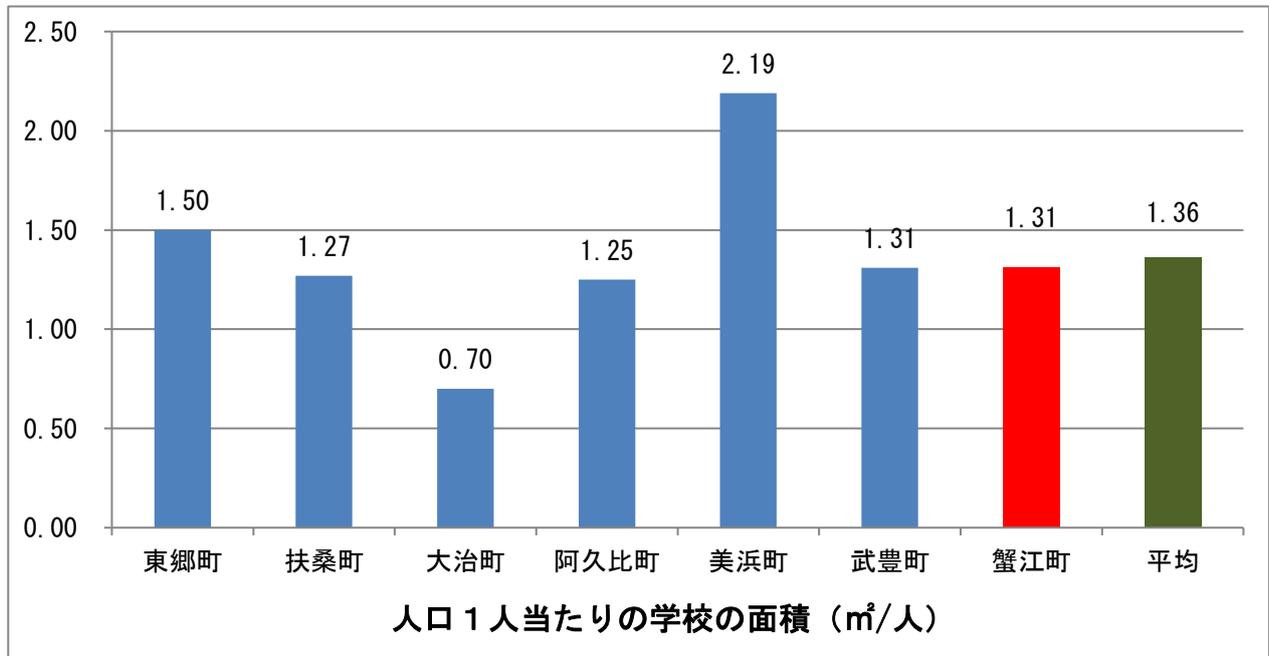
② 人口1人当たりの公共施設の面積

人口1人当たりの公共施設の面積は、本町では2.30㎡/人となっています。これは類似団体中でも大治町の1.32㎡/人に次ぐ少なさであり、類似団体の平均値である2.56㎡/人を下回っています。



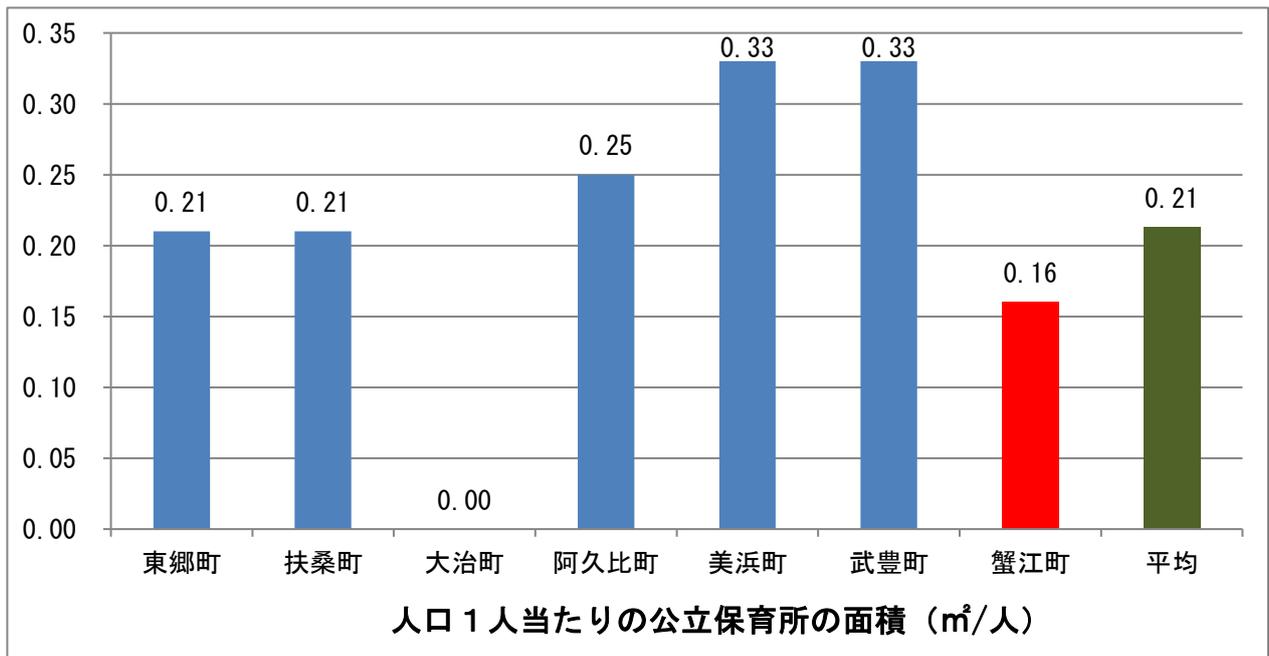
③ 人口1人当たりの学校の面積

小学校及び中学校を合計した人口1人当たりの学校の面積は、本町では1.31㎡/人となっています。これは類似団体の平均値である1.36㎡/人と同程度であり、本町の学校の保有量は概ね平均的であるといえます。



④ 人口1人当たりの公立保育所の面積

人口1人当たりの公立保育所の面積は、本町では0.16㎡/人となっており、対象となる施設を保有していない大治町を除き最も保有量が少なく、類似団体の平均値である0.21/人を下回っています。



オ 過去に行った対策の概要

公共施設等の効率的な管理にあたり、本町がこれまでに公共施設マネジメントとして実施した対策は、一例として下記の内容が挙げられます。

① 指定管理者制度の活用

No.	施設の名称
1	産業会館
2	高齢者生きがい活動施設
3	観光交流センター
4	多世代交流施設

② 資産の活用

	内容
貸付	蟹江高校跡地を愛知大学へ貸付 [平成26年]

(3) インフラ施設の整備の現状

ア 道路

本町内に整備された道路は種別ごとに下記のようになっています。

種別別道路実延長・道路面積

道路種別	実延長 (m)	道路面積 (㎡)
1級町道	11,072	127,011
2級町道	14,754	134,209
その他の町道	173,461	876,615
自転車歩行者道	46,330	128,231
合計	245,617	1,266,066

イ 橋りょう

本町が管理する橋りょうは、平成27年度末現在で105橋あり、そのうち、15m以上のいわゆる重要橋りょうは25橋あります。

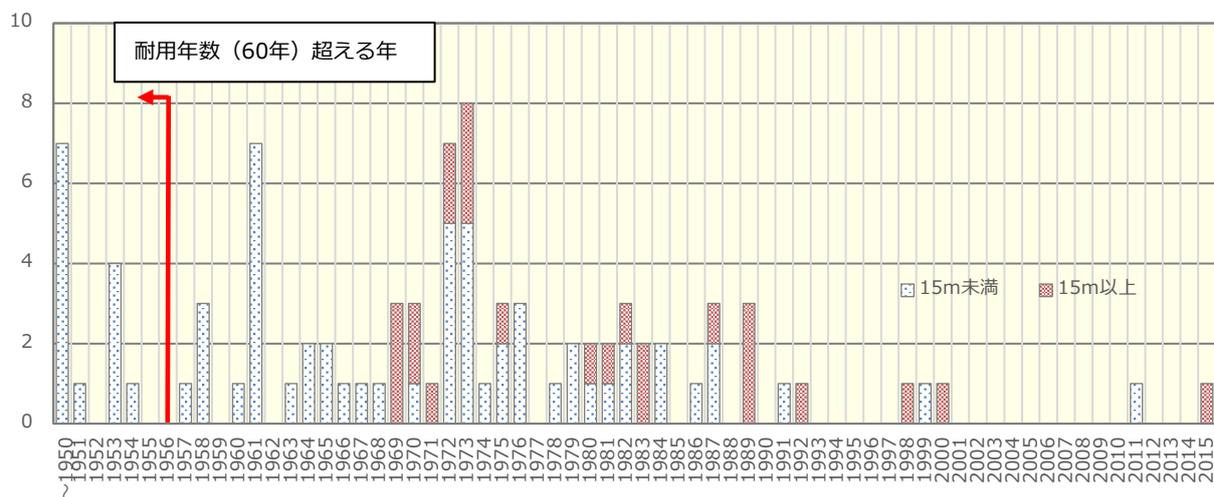


図3-3-1 年度別橋りょう整備数

また、構造別年度別の整備面積は、以下の通りであり、1970年台前半に整備が集中していることがわかります。

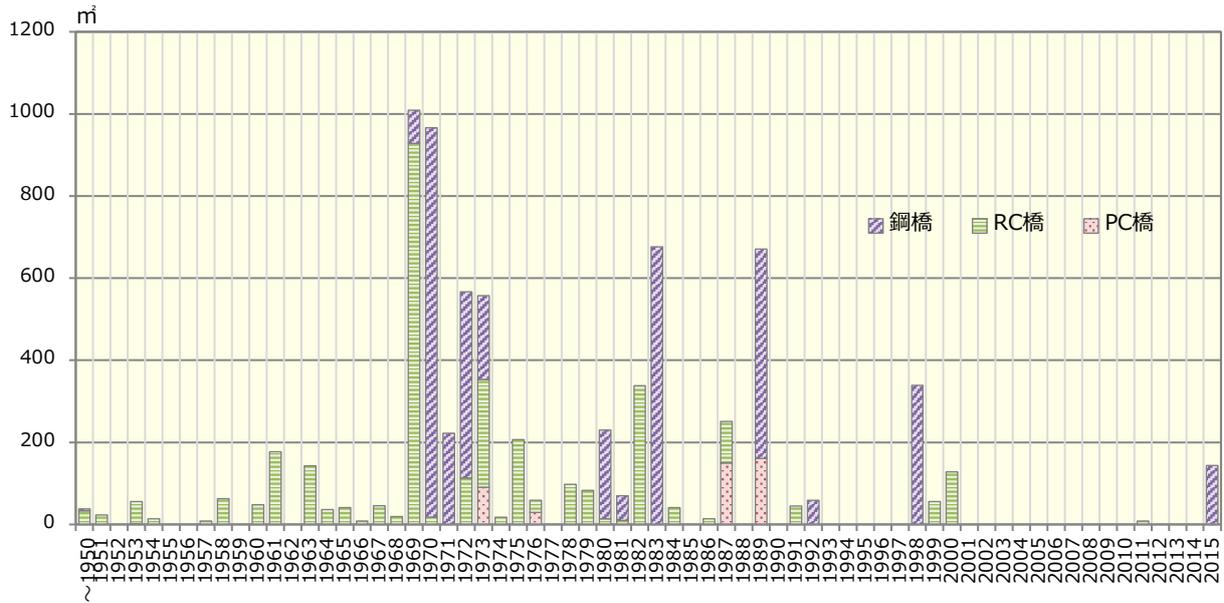


図3-3-2 構造別・年度別の整備面積

ウ 上水道

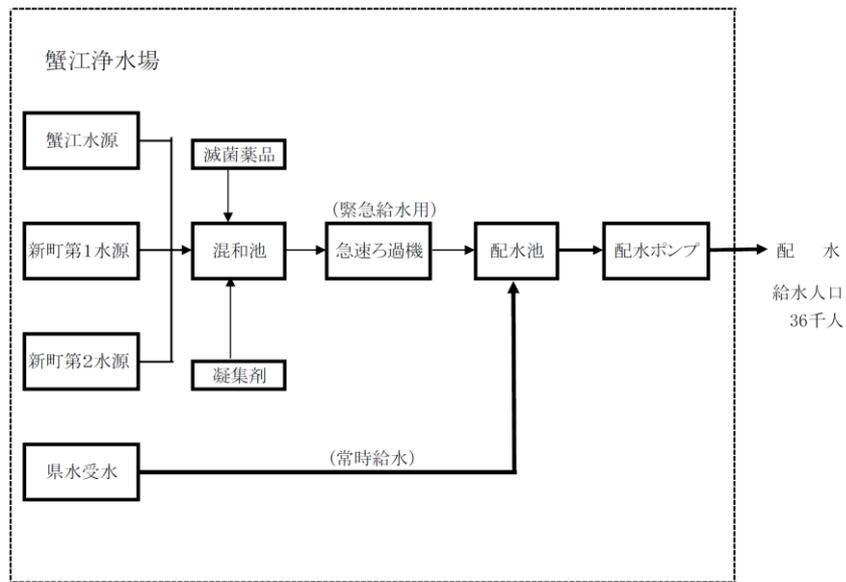
本町の上水道は、2007年度（平成19年度）まで深井戸を水源とする地下水を浄水処理した自己水と、愛知県水道用水供給事業（以下、「県営水道」という。）から供給される上水を水源に供給していましたが、地下水の水質が悪化してきたため、2008年度（平成20年度）からは、県営水道のみを水源に給水しており、本町の上水道給水フローは以下に示す通りです。

なお、本町における上水道普及率は100%となっており、耐震管は1984年度（昭和59年度）より採用しており、2015年度（平成27年度）末時点での耐震管整備率は15.2%となっています。

管種別上水道管きよ延長

種別	延長 (m)
導水管	884
送水管	102
配水管	202,717
合計	203,703

蟹江町上水道給水フロー



本町の上水道の管きょ年度別整備延長は、以下のようになっています。附設年次は判明するもので最も古い管きょは1970年（昭和45年）の埋設となっており、約45年を経過しています。それ以前の特に簡易水道が運営されていたときの管きょの詳細は不明となっています。

その後1980年台までに集中的に整備され、このころ整備された管きょはまもなく耐用年数を迎えることとなります。

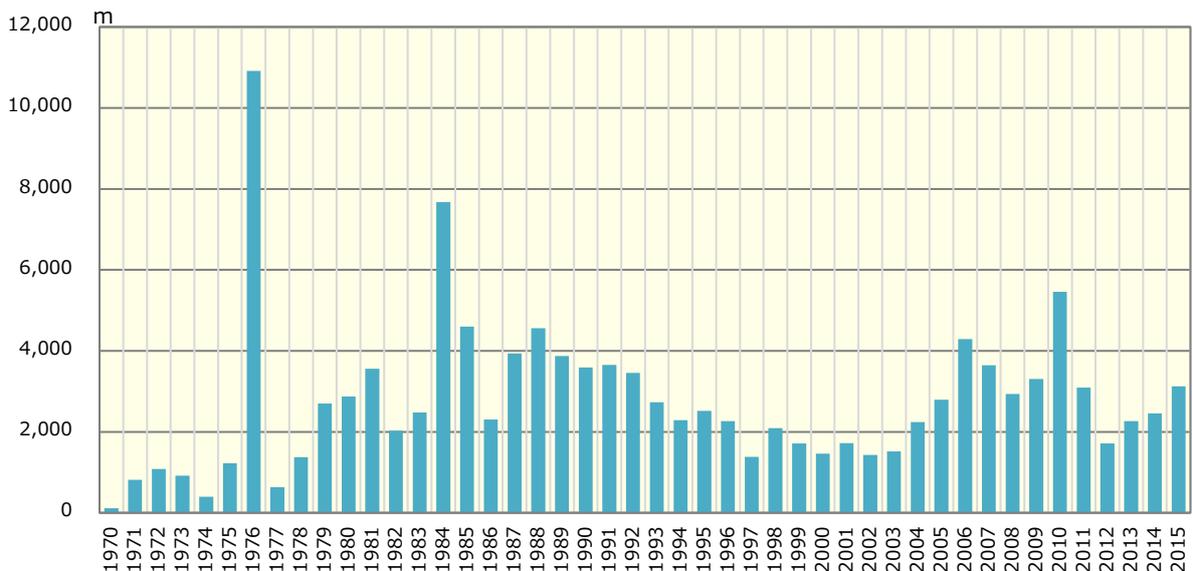


図3-3-3 上水道 管きょ年度別整備延長

工 下水道

本町の汚水処理は、日光川下流流域下水道関連公共下水道（以下「流域関連」という。）、コミュニティ・プラント（以下「コミプラ」という。）、東水明台団地汚水処理施設（以下「東水明台団地」という。）、豊台団地汚水処理施設（以下「豊台団地」という。）により行われています。

それぞれの管きよ延長は、以下の通りです。

下水道管きよ延長

種別	延長 (m)
流域関連	60,752
コミプラ	1,500
東水明台団地	644
豊台団地	543
合計	63,439

また、年度別整備延長は以下の通りで、2000年（平成12年）にコミプラの整備がなされたのをはじめとして、現在流域関連の管きよの延伸が進んでいます。

現在の下水道普及率は39.9%、接続率は71.8%となっています。

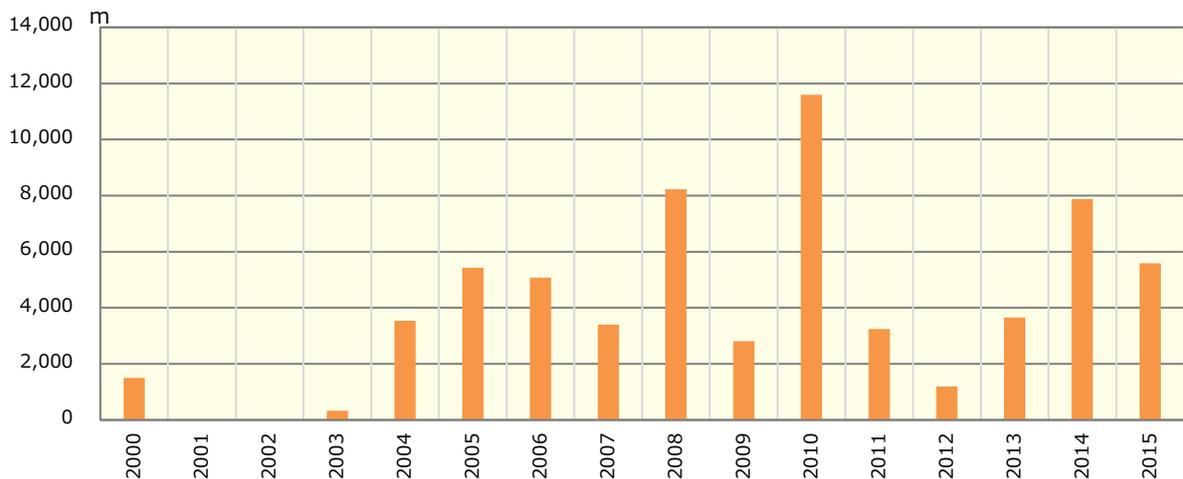


図3-3-4 下水道 管きよ年度別整備延長

(4) 公共施設保有総量及び有形固定資産減価償却率の推移

本町の令和元年度の有形固定資産減価償却率は、61.5%です。主な要因としては、延床面積が大きい庁舎や小学校・中学校・消防署・保育所の多くが昭和55年以前に集中して整備され、建設から40年以上が経過している状況にあるからです。

年度	公共施設保有総量	有形固定資産減価償却率
平成28年度	71,695㎡	58.8%
平成29年度	71,824㎡	60.0%
平成30年度	70,508㎡	59.8%
令和元年度	70,588㎡	61.5%

(5) 将来の更新費用の推計

ア 公共建築物の更新費用推計

①施設の維持管理及び長寿命化

本町が保有する公共施設等については、施設管理者による日常的な点検や法令等に基づく定期点検を実施し、計画的に劣化や損傷を修繕することで、施設の長寿命化を図ります。

また、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減することで、施設の維持管理や更新に伴う財政負担の軽減を目指します。

過去5年間の既存施設の維持管理経費の平均は、約5.4億円であり、本町の厳しい財政状況を踏まえると、今後の更新費用は、この水準を目安として財源措置を講じていく必要があります。

【既存施設の維持管理経費】

単位：(千円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	5年平均
施設関連経費合計	502,575	311,904	377,403	673,595	833,212	539,738

②事後保全による更新費用

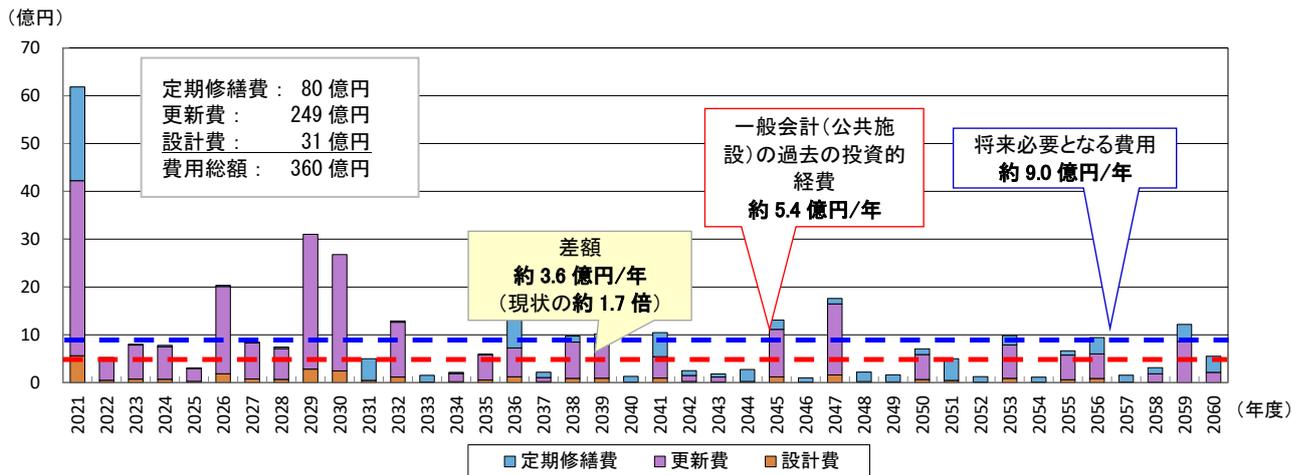
本町の公共施設は、1970年代から1980年代に建設されたものが多く、建設後50年以上経過した施設の延床面積割合は2020年度末の段階で約6%となっています。現在保有する公共施設をこのまま維持していくと仮定した場合、2040年にはその割合が約67%となるため、今後一斉に建替えや大規模な改修を実施すべき時期を迎えます。

そこで、本町が保有する施設の規模を将来にわたって維持し続けると仮定した場合の建替え等に係る費用について試算を行います。

従来の事後保全による対応を基本とし、今後40年間に必要となる将来コストを試算した結果、約360億円（約9.0億円/年）かかる結果となりました。この試算結果からは、補助金の有無や社会情勢の変化などといった不確定要素を考慮しても、事後保全の考え方を続けながら保有する全ての施設を同規模・同構造で建替えていくことは、大幅な費用負担の増加を要し、財政状況からみて明らかに困難であるということが言えます。

なお、長寿命化にあたっては、財政健全化判断比率に留意しながら、公共施設等適正管理推進事業債等の地方債や公共施設整備基金、財政調整基金といった財源の活用を検討していく必要があります。

【公共施設の更新経費の見込み（事後保全型）】

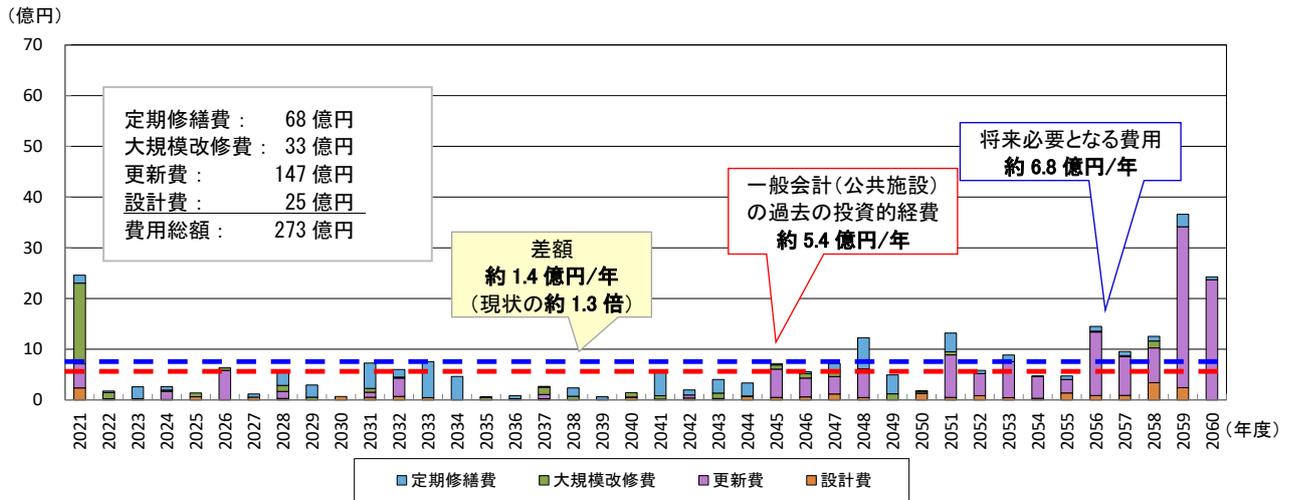


③長寿命化による更新費用

本町が保有する全ての公共施設を将来にわたり維持し続けると仮定して、長寿命化の取組を進めた場合の効果について試算し、前述の試算結果と比較します。

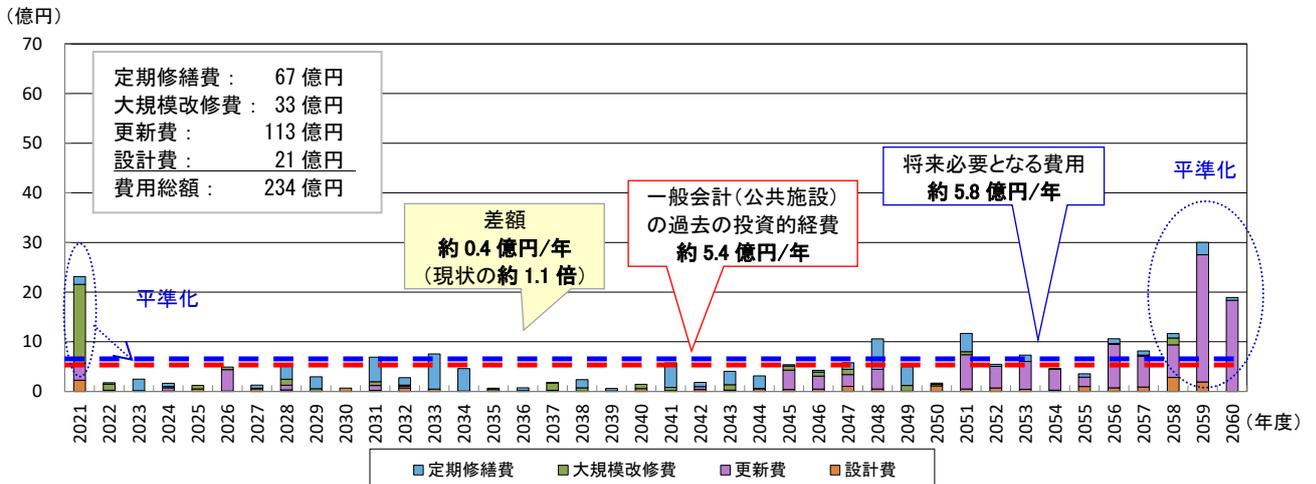
比較の結果、長寿命化による効果として、期間全体で必要となる総額は、80パーセント、約87億円の削減が見込まれ、これは年平均額で2.2億円の削減効果となることが分かりました。

【公共施設の更新経費の見込み（予防保全型）】



さらに、個別施設計画に基づく施設保有総量の縮減等を踏まえた更新経費を試算すると、マネジメント方針の適用前から約1.0億円/年の縮減額が見込まれます。このことから、長寿命化に取り組むことで大きな費用削減効果が期待できるということが言えます。

【公共施設の更新経費の見込み（マネジメント方針を反映した場合）】



イ インフラ施設の更新費用推計

① 推計条件

次にインフラ施設（道路・橋りょう・上水道・下水道）の更新費用推計の際に採用した基本設定及び推計条件は以下の通りです。

建物と同様、推計に当たっては、一般財団法人地域総合整備財団から公開されている「公共施設等更新費用試算ソフトVer.2.10」における考え方を基本として推計します。

道路の更新費用推計の基本設定及び推計条件

各道路分類別面積に対し、それぞれの面積を更新年数（耐用年数）で除した面積を、1年間の舗装部分の更新量と仮定し、これに更新費用（単価）を乗じることにより更新費用（総額）を試算します。

耐用年数	一律15年
一般道路更新費用	4,700円/㎡
自転車歩行者道更新費用	2,700円/㎡

橋りょうの更新費用推計の基本設定及び推計条件

更新年数（耐用年数）経過後に現在と同じ延べ面積等で更新すると仮定し、構造別年度別面積に更新費用（単価）を乗じることにより更新費用（総額）を試算します。

また、積み残し処理期間は5年間とし、架橋時期が不明な橋りょうに関しては、今後40年間にわたって、毎年均等額更新することとします。

耐用年数	一律60年
PC橋、RC橋更新費用	425,000円/㎡
鋼橋更新費用	500,000円/㎡

上水道の更新費用推計の基本設定及び推計条件

更新年数（耐用年数）経過後に現在と同じ管径・延長等で更新すると仮定し、管径別延長距離に更新費用（単価）を乗じることにより更新費用（総額）を試算します。

また、積み残し処理期間は5年間とし、埋設時期が不明な管きよに関しては、今後40年間にわたって、毎年均等額更新することとします。

耐用年数	一律40年
導水管更新費用	100,000～923,000円/m
送水管更新費用	97,000～923,000円/m
配水管更新費用	97,000～923,000円/m

下水道の更新費用推計の基本設定及び推計条件

更新年数（耐用年数）経過後に現在と同じ管径・延長等で更新すると仮定し、管径別延長距離に更新費用（単価）を乗じることにより更新費用（総額）を試算します。

耐用年数	一律50年
コンクリート管更新費用	124,000円/m
陶管更新費用	124,000円/m
塩ビ管更新費用	124,000円/m
更生管更新費用	134,000円/m
その他更新費用	124,000円/m

② 推計結果

i) 道路

今後40年間の整備費用総額は、151.8億円、1年あたりの整備額は3.8億円と推計されます。

道路について既存道路の更新費用は過去5年間平均で2,000万円、新規整備分は過去5年間平均で3,100万円となっており、既存更新及び新規整備分の合計額は5,100万円となります。

さらに用地取得費の1,300万円を合算すると、合計で平均約0.6億円となっています。

このように、更新費用推計額（年平均額）は直近の投資的経費の約6.3倍に上っており、一層の財源確保と長寿命化を検討する必要があります。

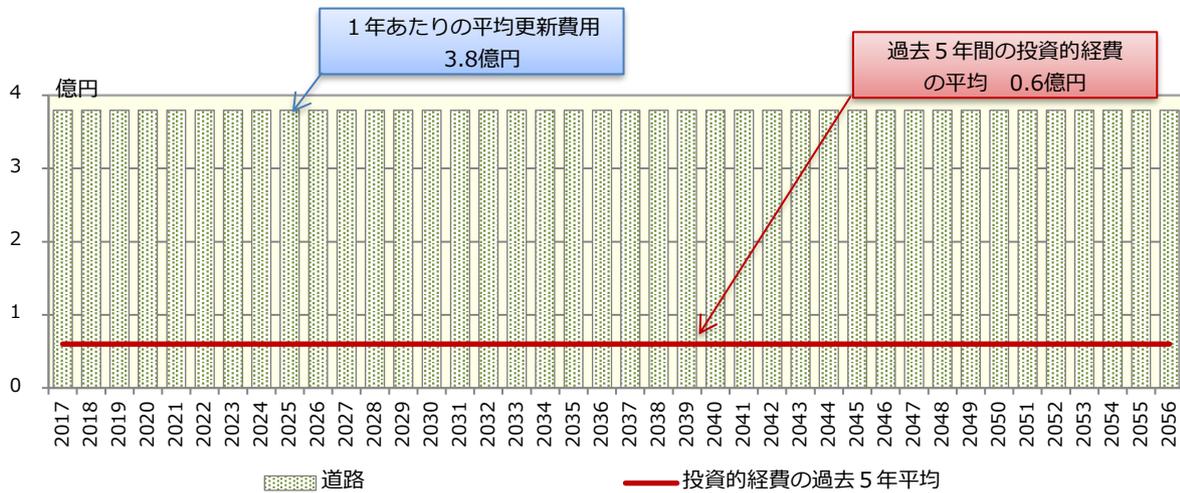


図3-4-3 道路の推計結果

今後40年間における更新費用	151.8億円
1年あたりの平均更新費用	3.8億円
過去5年間の投資的経費の平均額	0.6億円

ii) 橋りょう

今後40年間の整備費用総額は、34.2億円、1年あたりの整備額は0.9億円と推計されます。

橋りょうについて既存橋りょうの更新費用は過去5年間平均で650万円、新規整備及び用地取得は過去5年間行われておらず、橋りょうに対する投資額は650万円となります。

橋りょうは、これまで更新（架け替え）事業はほとんど実施されたことがなく、通常の維持管理が中心であったことから、投資的経費も少額となっています。

しかしながら、今後は徐々に耐用年数を迎える橋りょうが増えていくとともに、点検や修繕に係る費用も増大していくことが予想されることから、財源の確保に努める必要があります。

また、橋りょうの更新に当たっては他のインフラ資産と比較して短期間に多額に費用が必要となることから、費用の平準化も重要な課題といえます。

平成28年12月に策定した「蟹江町橋梁長寿命化計画」に基づき適切な点検、維持管理を推進する必要があります。



図3-4-4 橋りょうの推計結果

今後40年間における更新費用	34.2億円
1年あたりの平均更新費用	0.9億円
過去5年間の投資的経費の平均額	0.1億円

iii) 上水道

今後40年間の整備費用総額は、172.8億円、1年あたりの整備額は4.3億円と推計されます。

上水道については、既存管きよの更新費用は過去5年間平均で1.0億円、新規整備分は過去5年間平均で0.1億円となっており、既存更新及び新規整備分の合計額は1.1億円となり、用地取得に要する費用はなかったことから、これが上水

道に投じられている金額であるといえます。

上水道管きよは町内全域で200km敷設されており、また敷設後長期間経過している状態です。

上水道事業については、上水道ビジョンや経営戦力の更新及び策定が予定されており、維持管理等に要する費用についても、これらに基づき、より精度の高い費用試算を行い計画的な維持管理を推進する必要があります。

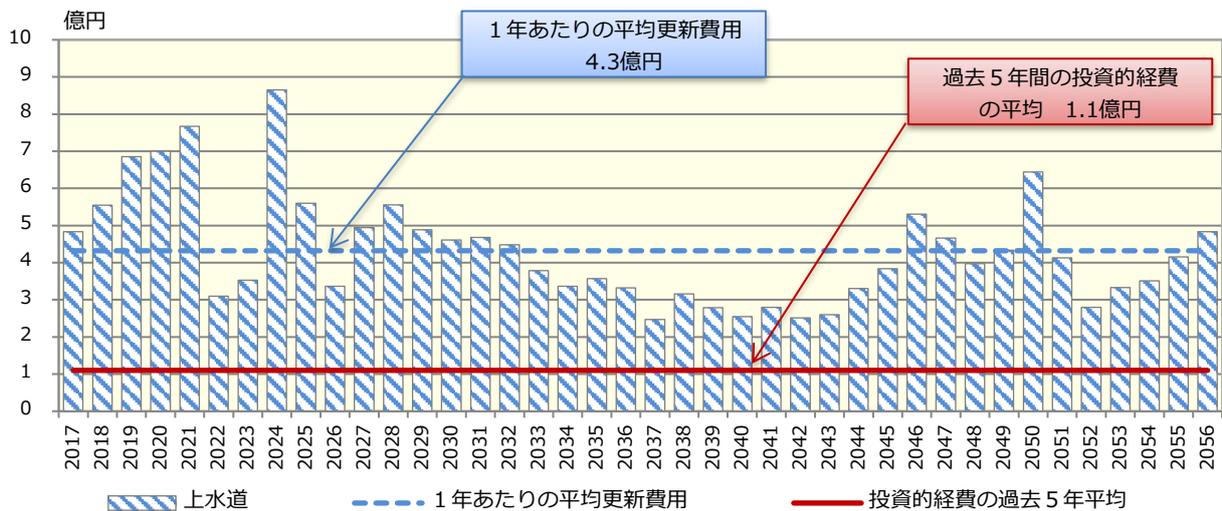


図3-4-5 上水道（管きよ）の推計結果

今後40年間における更新費用	172.8億円
1年あたりの平均更新費用	4.3億円
過去5年間の投資的経費の平均額	1.1億円

iv) 下水道

下水道については、2000年（平成12年）にコミプラが整備され、その後流域関連の管きよ整備が開始され、現在も新規整備が進行中です。

したがって、当面は新規整備が続くものであり、耐用年数満了の時期は概ね2050年（平成62年）頃になります。

当面は新規整備が中心であり、日常的な修繕費を除き大規模な更新費用は見込まれませんが、耐用年数を迎えるとその更新費用は一気に増大することから、更新費用の財源確保も念頭に維持管理の計画を策定する必要があります。

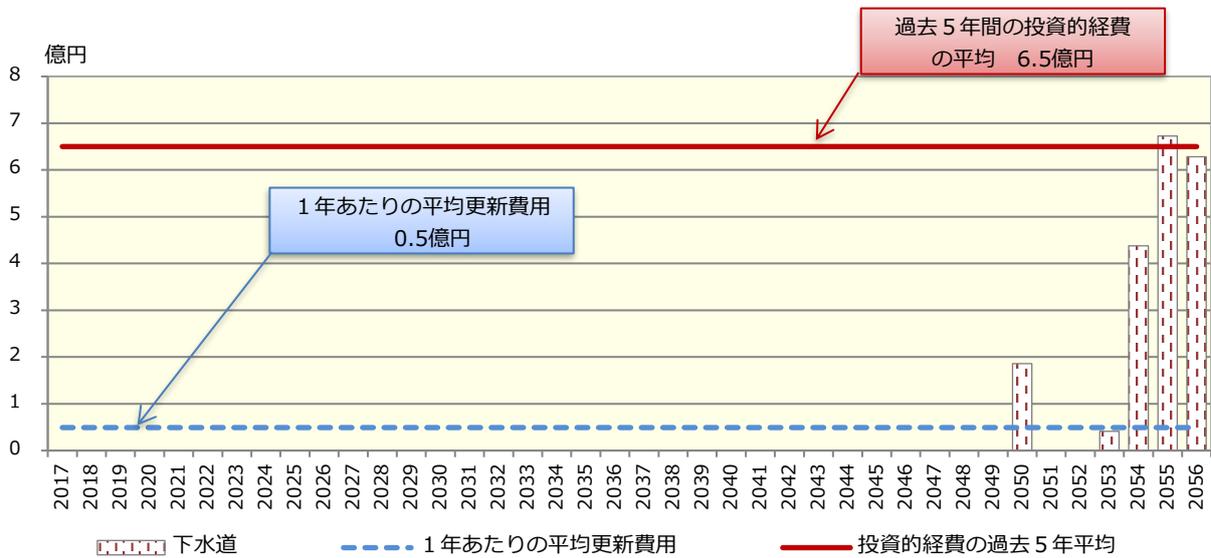


図3-4-6 下水道（管きよ）の推計結果

今後40年間における更新費用	19.7億円
1年あたりの平均更新費用	0.5億円
過去5年間の投資的経費の平均額	6.5億円

インフラ施設については、統廃合等による保有総量の縮減が難しいため、各個別施設計画等を踏まえた更新経費を試算しておりませんが、計画的な施設の点検等の実施により長寿命化を図り、更新経費の縮減に努めます。

同時に、公共建築物と同様、インフラ施設の更新経費に充当可能な財源としては、基金を含む一般財源の他、制度がある場合は補助金等を最大限活用するとともに、公共施設等適正管理推進事業債等の地方債も有効に活用し、必要となる財源の確保に努めます。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

(1) 課題の整理

社会情勢や財政事情、公共施設の整備状況を踏まえて課題を整理します。

課題1 公共施設等の老朽化への対応

- 本町においては、学校施設を中心に必要な耐震診断・耐震工事の実施や点検等により、当面の安全性は確保されていますが、将来にわたり住民生活や社会経済活動を支える公共施設等の安全性を確保するためには、適切な点検・診断等の実施、定期的な維持・修繕工事の実施、将来の利用需要を踏まえた上での長寿命化の実施をしていく必要があります。

課題2 厳しい財政状況を踏まえた対応

- かつてのような経済成長が期待できない中、本町の財政状況の大幅な好転を見込むことは困難であり、公共施設等の維持管理・更新をするための財源確保について非常に厳しい状況が続くことが予測されます。
- しかしながら、厳しい財政状況であっても、将来にわたり公共施設等の安全性を確保するためには大規模な改修や更新が必要不可欠となります。
- 従いまして、今後は、計画的に公共施設等を維持管理するための個別施設計画を策定し、予防保全型の維持管理の導入を推進することにより、維持・更新に係る経費の軽減・平準化をしていく必要があります。

課題3 将来の社会環境の変化に対応した施設総量の適正化への対応

- かつてのような経済成長が期待できない中、本町の財政状況の大幅な好転を見込むことは困難であり、公共施設等の維持管理・更新をするための財源確保について非常に厳しい状況が続くことが予測されます。
- しかしながら、厳しい財政状況であっても、将来にわたり公共施設等の安全性を確保するためには大規模な改修や更新が必要不可欠となります。
- 従いまして、今後は、計画的に公共施設等を維持管理するための個別施設計画を策定し、予防保全型の維持管理の導入を推進することにより、維持・更新に係る経費の軽減・平準化をしていく必要があります。

(2) 基本目標

これまでに確認された本町の公共施設を取り巻く課題に対応するため、厳しい財政状況の中で、公共施設を活用して、より適切な住民サービスの適用を継続していくために、公共施設のあり方とその維持管理、運営について基本的な目標を以下の通り定めます。

公共施設管理の基本目標

- 施設の老朽化に起因する重大事故ゼロ
- 公共施設等の維持・更新に係る経費の軽減・平準化
- 施設総量の適正化

(3) 基本方針

(2) の基本目標を達成するために、公共施設等の維持・管理及びその運営を行うに当たって、基本方針を以下のとおり定めることとします。

- ① 点検・診断等の実施方針
- ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ③ 安全確保の実施方針
- ④ 耐震化の実施方針
- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ 統合や廃止の推進方針
- ⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
- ⑧ ユニバーサルデザイン化の推進方針

① 点検・診断等の実施方針

■ 予防保全型の維持管理

これまで、施設の一部に破損等が生じる都度修繕を行う事後修繕を中心に対応してきましたが、施設の安全性の確保や、施設の計画的な修繕による施設の性能維持のためには、破損等が生じる前に補修や修繕を行う予防保全型の維持管理を推進します。

予防保全型の維持管理を行うことにより、施設の安全確保が図られるとともに、施設の長寿命化、維持管理費の平準化が可能となります。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

■ 個別施設計画を作成し計画的な維持管理の実施

施設毎に、個別修繕等を繰り返すことは、全庁的には非効率であることから、施設類型ごとに、維持管理等や長寿命に係る計画（個別施設計画）を策定することにより、計画的な維持管理等を推進します。

■ 維持管理・修繕・更新等を効率的・効果的に実施するための体制を構築

個別施設計画を、全庁的に取りまとめ、さらに修繕・改修等の履歴をデータベース化し情報共有することにより、維持管理等を効率的かつ効果的に実施します。

また、これにより維持管理等に要する費用の平準化を図ります。

③ 安全確保の実施方針

- 優先順位を付け維持管理・修繕・更新の実施
限られた財源を効率的に活用するために、維持管理・修繕・更新の必要性、緊急性、有効性等を勘案して、維持管理等に優先順位をつけ、これに基づき実施します。
- 日常点検の実施による、危険性の迅速な発見
利用者や職員の安全確保のため、適切に日常点検を実施することにより、危険箇所の発見を迅速にし、施設の損傷等に起因する重大事故の発生を未然に防止します。

④ 耐震化の実施方針

- 倉庫等付属建物については耐震化の実施の必要性を検討
現在、町内の主な施設の耐震化は完了しており、今後新設する施設は、災害発生時の拠点施設としての機能等も考慮した計画、設計となるよう配慮します。
また、常時有人施設ではない等の理由から、耐震化の実施されていない倉庫等の付属建物についても、耐震化の実施の必要性を検討します。

⑤ 長寿命化の実施方針

- 劣化状況を調査し長寿命化すべき建物を選別し、優先度を判断して適切実施
今後、公共施設の長寿命化を図るに当たって、短期間にすべての公共施設に長寿命化を実施することは財政的な観点からも不可能です。
そこで、各施設の建物について劣化状況を調査し、優先的に改修・長寿命化を推進する対象を選定することとします。
- ライフサイクルコスト（LCC）の縮減
大規模修繕や更新の実施に当たっては、その後の施設使用予定期間等を考慮し、ライフサイクルコストを縮減できる、いわゆる「費用対効果」が最大限得られるよう、実施規模、内容、工法等を比較検討し最適な方法を選択実施します。

⑥ 統合や廃止の推進方針

■ 施設総量の適正化

人口の世代構成の変化や各施設の利活用の状況や建物状況等を勘案し、必要に応じて施設の廃止、施設機能の集約化等を検討します。

また、周辺自治体と連携し公共施設の共同利用や、国や県の施設の利活用を含めた広域利用を検討し、本町における公共施設の総量適正化を図ります。

■ 民間活力の導入の検討

施設規模の見直しや統廃合の検討等に当たっては、民間資金等の活用（PPP：プライベート・パブリック・パートナーシップ＝官民連携）としてPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ＝民営公共事業）や指定管理者の設置等、民間の活力導入など様々な方法を比較検討し、当該施設に最適な設置・維持管理・運営方法を採用します。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

■ 職員の高度な知識・技術の習得・向上

県等が実施する施設の維持・管理等に関する研修や講習を積極的に活用し、職員の高度な知識・技術の向上を図ります。

また、これらの情報を庁内で実施する勉強会等で共有することにより、全庁的な職員の知識・技術の向上につなげます。

■ 適正な人材配置

建物や設備に専門的な知識を有する職員を配置できるよう人材育成を推進するとともに、必要に応じて外部の専門家を活用するなど検討します。

⑧ ユニバーサルデザイン化の推進方針

■ 住民ニーズや施設の状況を踏まえたユニバーサルデザインの推進

今後も維持していく公共施設等の修繕・更新には、利用者の性別、年齢、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化を図ります。

(4) P D C Aサイクルの推進方針

ア 住民との情報共有

公共施設等の最適化の取組を推進するためには、住民や議会の理解と協力が欠かせません。そのため、本町の公共施設等に関する現状、課題や町の考え方などを町広報誌やホームページで分かりやすく発信し、将来あるべき姿を共有しながら、合意形成につながるよう取り組みます。

また、具体的な施設に関する課題については、限られた財源の中で、サービス低下を招かないよう、利用者や利用団体の関係者等に情報提供を行いながら総合的な視点で課題の解決を図っていきます。

イ 進捗管理

総合管理計画の目標達成に向けて、P D C Aサイクルに沿って計画の進捗管理を行います。総合管理計画で示した方針及び個別施設ごとの長寿命化計画に基づき、取組を進めた結果について、その時点での人口、財政及び公共施設等の状況や管理目標に照らし合わせて評価し、その結果を考察して必要に応じて方針の見直しを行うなど、関連する計画と整合を図りながら、総合管理計画を継続的に改善して取組を進めます。

第5章 施設類型毎の管理に関する基本方針

施設類型ごとに、現在把握されている課題と①点検・診断等の実施方針、②維持管理・修繕・更新等の実施方針、③安全確保の実施方針、④耐震診断及び耐震化の実施方針、⑤長寿命化の実施方針、⑥統合や廃止の推進方針（総量適正化）について、各施設を所管する部署よりヒアリングをした結果を取りまとめました。施設類型ごとの公共施設等の現状や課題、管理に関する基本方針は以下の通りです。

(1) 庁舎等

役場庁舎 等

現状課題等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 役場庁舎は、建築後40年以上を経過しており、老朽化は見られるが適宜補修等実施しており、利用上の問題は無い。
点検診断等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。 ■ 点検結果履歴に法定点検以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
維持管理等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建物の改修、設備の更新について、長期的な改修・更新計画の策定を推進する。 ■ 日常点検を実施し、予防的修繕を推進する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者・職員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずると共に、必要な補修等を実施する。 ■ 破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検を推進する。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 役場庁舎については、平成19年に耐震工事を実施済みである。 ■ 公園管理事務所については、新耐震基準に基づく建物である。 ■ 倉庫等附属建物に耐震診断及び耐震化未実施のものがあるが、これらについては実施の必要性等検討する。 ■ 現在未着手である非構造部材について、安全対策を推進する。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 行政運営の中心となる施設であることから、今後の修繕や改修に当たっては長寿命化にも着目した工事を実施することとし、必要に応じて建物の老朽化診断等を実施する。
総量適正化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建替え時期の到来した際には、人口や世代構成の変化に伴う利用者のニーズに即した形で建替え等を実施する。 ■ 公園施設の修繕・更新については、点検結果や長寿命化計画に基づき、効果的・効率的かつ効果的に実施する。

(2) 消防（消防本部・分団詰所等）

現状課題等	<ul style="list-style-type: none"> ■本部庁舎は、建築後40年以上経過しており、老朽化は見られるが、適宜補修を実施しているため、利用上の問題は無い。 ■南部出張所については、平成20年3月31日に廃止しており、現在は、防災資機材等の保管場所として利用している。取り壊しの予定は無い。 ■分団詰所は、建築後最も古い建物でも20年を経過していないが、老朽化は見られるため、平成26年度より順次外壁塗装工事を実施している。
点検診断等	<ul style="list-style-type: none"> ■職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。 ■点検結果履歴に法定点検以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
維持管理等	<ul style="list-style-type: none"> ■建物の改修、設備の更新について、長期的な改修・更新計画の策定を推進する。 ■日常点検を実施し、予防的修繕を推進する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■職員や消防団員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずるとともに、必要な補修等を実施する。 ■破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ■消防本部は、平成18年度に耐震工事を実施済みである。 ■分団詰所については、いずれも新耐震基準（昭和56年6月1日）以降に建設されたものである。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ■消防本部は災害時に中心となる施設であり、分団詰所も災害時に利用される施設であることから、今後の修繕や改修に当たっては、長寿命化にも着目した工事を実施することとし、必要に応じて建物の老朽化診断等を実施する。
総量適正化	<ul style="list-style-type: none"> ■建替えの時期が到来した際には、災害対応に必要な設備・機能等を備えた適正規模での建替えを検討する。

(3) 学校教育（小中学校）

小学校5校（蟹江、舟入、須西、新蟹江、学戸）

中学校2校（蟹江、蟹江北）

現状課題等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体的に老朽化が進展しており、今後大規模改修や建替え等を検討する必要がある。 ■ 災害発生時に避難所にもなるため、防災機能も拡充する必要がある。
点検診断等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。 ■ 点検結果履歴に法定点検以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
維持管理等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建物の改修、設備の更新について、長期的な改修・更新計画の策定を推進する。 ■ 日常点検を実施し、予防的修繕を推進する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童・生徒、教職員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずるとともに、必要な補修等を実施する。 ■ 破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全校耐震工事実施済みである。 ■ 窓ガラスについては、非構造部材耐震化実施済みである。 ■ その他の部分についても実施計画を策定し安全対策を推進する。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ■ いずれの施設も、建築後約40年経過しており、相応の老朽化が生じているため、長寿命化にも着目した修繕改修の計画の策定を推進する。
総量適正化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後の人口や児童・生徒数の推移等勘案し、必要な対策等を講ずる。 ■ 建替えや更新に際して、複合化についても検討する。

(4) 学校教育（給食センター）

<p>現状課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築後12年が経過し、まだ顕著な老朽化は見られないが、外壁及び屋上接合部に亀裂が生じ、漏水による補修を行う等、適宜補修を実施しているため、利用上の問題は無い。 ■ 設備については、厨房機器等の消耗部品の更新や修繕箇所が多くなっているが、給食業務に支障が生じる問題とはなっていない。 ■ 保育食の調理も行っているため、学校の長期休暇を利用した大規模な改修等の実施が困難である。
<p>点検診断等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。 ■ 点検結果履歴に法定点検以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
<p>維持管理等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建物の改修、設備の更新について、長期的な改修・更新計画の策定を推進する。 ■ 日常点検を実施し、予防的修繕を推進する。
<p>安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員・納入業者等に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずると共に、必要な補修等を実施する。 ■ 現状では館内放送設備が未設置なので、安全確保の観点から設置を検討する。 ■ 破損の恐れがある場合には、事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
<p>耐震化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新耐震基準の建物であるが、耐震基準等に変更等があった場合、速やかに安全を確保する方策を推進する。
<p>長寿命化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の経年劣化は避けられないので、今後改修計画等を立案し、修繕や改修にあたっては、長寿命化にも着目した工事を実施する。また、必要に応じて建物の老朽化診断等を実施する。
<p>総量適正化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建替えの時期が到来した際には、施設の複合利用を含めた最適な配置を検討する。

(5) 社会教育（社会教育）

-生涯学習課所管分-

歴史民俗資料館

現状課題等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資料館は建築後40年経過しており、老朽化は見られるが適宜補修等実施しており、利用上の問題はない。その他の施設についても定期的な手入れをしており問題ない。 ■ 収蔵スペースが手狭になってきており、今後対応を検討する必要がある。
点検診断等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。 ■ 点検結果履歴に法定点検以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
維持管理等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建物の改修、設備の更新について、長期的な改修・更新計画の策定を推進する。 ■ 日常点検を実施し、予防的修繕を推進する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者・職員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずるとともに、必要な補修等を実施する。 ■ 破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資料館は、平成16年に耐震診断を実施し、問題ないと診断されたが、展示ケースの倒壊等への対策を検討する。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不特定多数の方が利用する施設であることから、今後の修繕や改修に当たっては長寿命化にも着目した工事を実施することとし、必要に応じて建物の老朽化診断等を実施する。
総量適正化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資料館部分のみが古いため、その部分に建替えや更新が必要になった場合は、適正配置についても検討する。

-ふるさと振興課所管分-

産業会館（産業文化会館）、まちなか交流センター、観光交流センター

現状課題等	<ul style="list-style-type: none"> ■産業会館は、公民館分館との複合施設として建築されており、建築後30年程度経過し、老朽化は見られるが、産業文化会館との位置づけで一体による維持管理や補修等を行ってきた経緯もあるが、適宜補修等実施しており、利用上の問題は無い。 ■まちなか交流センターは、建築後11年程度経過しているが、適宜補修等実施しており、利用上の問題は無い。 ■観光交流センターは、建築後4年程度経過しているが、利用上の問題は無い。
点検診断等	<ul style="list-style-type: none"> ■職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。 ■点検結果履歴に法定点検以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
維持管理等	<ul style="list-style-type: none"> ■建物の改修、設備の更新について、長期的な改修・更新計画の策定を推進する。 ■日常点検を実施し、予防的修繕を推進する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者・職員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずるとともに、必要な補修等を実施する。 ■破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ■産業会館は、公民館分館との複合施設であり、新耐震基準の建物である。 ■まちなか交流センターは、平屋建物かつ新耐震基準の建物である。 ■観光交流センターは、新耐震基準の建物である。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ■産業会館は、町内唯一の産業系施設であることから、今後の修繕や改修に当たっては長寿命化にも着目した工事を実施することとし、必要に応じて建物の老朽化診断等を実施する。
総量適正化	<ul style="list-style-type: none"> ■建替えの時期が到来した際には、施設の複合利用を含めた最適な配置を検討する。

(6) 社会教育（公民館）

蟹江中央公民館、蟹江中央公民館分館（産業文化会館）

現状課題等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 蟹江中央公民館については、老朽化は見られるが適宜補修等実施しており、利用上の問題はない。 ■ 蟹江中央公民館分館については、産業会館との複合施設として建築されており、建築後30年以上経過し、老朽化は見られるが、一体による適宜補修等実施しており、利用上の問題はない。 ■ 災害発生時に避難所にもなるため、防災機能も拡充する必要がある。
点検診断等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。 ■ 点検結果履歴に法定点検以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
維持管理等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模改修や修繕計画は毎年見直し年度別事業計画で作成されており、今後も計画的に修繕・改修等を実施していくとともに、さらに長期的な改修・更新計画の策定を推進する。 ■ 日常点検を実施し、予防的修繕を推進する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者や職員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずると共に、必要な補修等を実施する。 ■ 破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中央公民館は、平成18年度に耐震工事を実施済みである。 ■ 中央公民館分館については、産業会館との複合施設であり、新耐震基準の建物である。 ■ 非構造部分等その他の部分についても安全対策を推進する。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 内部設備も含めた長寿命化に着目した修繕改修の計画の策定を推進する。
総量適正化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建替えの時期が到来した際には、施設利用者の状況を勘案し、統合を検討する。

(7) 社会教育（体育施設）

蟹江町体育館、蟹江町体育館分館、希望の丘広場等

現状課題等	<ul style="list-style-type: none"> ■ どの施設も老朽化は見られるが適宜補修等実施（平成24年度に体育館、平成25年度に体育館分館及び希望の丘広場）しており、利用上の問題はない。
点検診断等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。 ■ 点検結果履歴に法定点検以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
維持管理等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建物の改修、設備の更新について、長期的な改修・更新計画の策定を推進する。 ■ 日常点検を実施し、予防的修繕を推進する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者・職員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずるとともに、必要な補修等を実施する。 ■ 破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 体育館については、耐震診断は実施済みであり、耐震工事は不要であった。 ■ 体育館分館については、新耐震基準後の建物である。 ■ 非構造部分等その他の部分についても安全対策を推進する。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後も長寿命化にも着目した修繕改修の計画の策定を推進して行く必要がある。
総量適正化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建替えの時期が到来した際には、施設利用者の状況を勘案し、体育館については、統合を検討する。

(8) 社会教育（図書館）

現状課題等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築後20年以上を経過しており、老朽化は見られるが適宜補修等実施しており、利用上の問題はない。
点検診断等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。 ■ 点検結果履歴に法定点検以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
維持管理等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建物の改修、設備の更新について、長期的な改修・更新計画の策定を推進する。 ■ 日常点検を実施し、予防的修繕を推進する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者・職員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずると共に、必要な補修等を実施する。 ■ 破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新耐震基準の建物であり、問題はない。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 修繕や改修に当たっては長寿命化にも着目した工事を実施することとし、必要に応じて建物の老朽化診断等を実施する。
総量適正化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建替えの時期が到来した際には、施設の複合利用を含めた最適な配置を検討する。

(9) 保健福祉（保健センター）

現状課題等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築後30年以上経過しているが、平成23年に改修工事、また適宜補修等を実施しており、利用上の問題はない。
点検診断等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。
維持管理等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 救護所という観点からも、修繕の実施・備品購入等を行っていく。 ■ 空調設備が不調をきたしており、計画的更新を推進する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者・職員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずると共に、必要な補修等を実施する。 ■ 破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。 ■ 非常時の電力及び水の確保について検討する。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新耐震基準の建物であり、問題はない。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 救護所として指定されていることから、今後の修繕や改修に当たっては長寿命化にも着目した工事を実施していく。
総量適正化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建替えの時期が到来した際には、施設の複合利用を含めた最適な配置を検討する。

(10) 保健福祉（高齢者福祉）

老人福祉センター本館、老人福祉センター分館、多世代交流施設

現状課題等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体的に建物の老朽化が進んでおり、今後建替え、大規模改修及び施設廃止の検討が必要である。 ■ 特に老人福祉センター本館、同新蟹江分館は老朽化が著しい。 ■ 老人福祉センター新蟹江分館については、母子通園施設「ひまわり園」としての使用が主となっている。 ■ 多世代交流施設は、建築後3年程度経過しているが、利用上の問題はない。
点検診断等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。 ■ 点検結果履歴に法定点検以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
維持管理等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建物の改修、設備の更新について、長期的な改修・更新計画の策定を推進する。 ■ 日常点検を実施し、予防的修繕を推進する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者・職員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずると共に、必要な補修等を実施する。 ■ 破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全ての施設が新耐震基準にて建築された建物である。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ■ いずれの施設も相応の老朽化が生じているため、長寿命化にも着目した修繕改修計画の策定を推進する。
総量適正化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「多世代交流施設」の建設に伴い、老人福祉センターは廃止した。 ■ 老人福祉センター各分館については、今後、統合及び廃止について検討していく。

(11) 保育（保育所）

保育所6園（蟹江、須成、新蟹江北、蟹江西、舟入、蟹江南）

現状課題等	<ul style="list-style-type: none"> ■昭和49年度築の須成・蟹江保育所、昭和52年度築の新蟹江北保育所、昭和53年度築の蟹江西保育所については、全体的に老朽化が進展しており、順次大規模改修を検討する必要がある。 ■昭和56年度築の舟入保育所については、鉄骨平屋造のため安全性が確保されていると考えている。
点検診断等	<ul style="list-style-type: none"> ■職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。 ■点検結果履歴に法定点検以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
維持管理等	<ul style="list-style-type: none"> ■建物の改修、設備の更新について、推進していく。 ■日常点検を実施し、予防的修繕を推進する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■児童・職員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずると共に、必要な補修等を実施する。 ■破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ■舟入保育所を除く保育所については、耐震診断を実施済みである。 ■舟入保育所は、平屋建物かつ新耐震基準の建物である。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ■相応の老朽化が生じているため、長寿命化にも着目した修繕を推進する。
総量適正化	<ul style="list-style-type: none"> ■今後の人口や入所者数の推移等勘案し、必要な対策等を講ずる。 ■建替えや更新に際して、民営化、統合、複合化についても検討する。

(12) 保育（児童館）

児童館 5施設（新蟹江、須西、舟入、学戸、蟹江） 、学戸学童保育所

現状課題等	■昭和61年度築の新蟹江児童館をはじめ全施設において、適宜補修等を実施しており、今のところ大規模修繕の必要性は認められないと考えている。
点検診断等	■職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。 ■点検結果履歴に法定点検以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
維持管理等	■建物の改修、設備の更新について、推進していく。 ■日常点検を実施し、予防的修繕を推進する。
安全確保	■児童・職員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずると共に、必要な補修等を実施する。 ■破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
耐震化	■全て新耐震基準の建物であるが、今後も耐震化に向け安全対策を推進することとする。
長寿命化	■相応の老朽化が生じているため、長寿命化に着目した修繕を推進する。
総量適正化	■今後の人口や入所者数の推移等勘案し、必要な対策等を講ずる。 ■建替えや更新に際して、民営化、統合、複合化についても検討する。

(13) 衛生（斎苑）

斎苑 2施設（本町斎苑、舟入斎苑）

現状課題等	<ul style="list-style-type: none"> ■本町斎苑は昭和32年度稼動（59年経過）、舟入斎苑は昭和63年度稼動（28年経過）と、ともに老朽化が進んでいる。
点検診断等	<ul style="list-style-type: none"> ■職員による日常点検を実施し、施設の保全を推進する。
維持管理等	<ul style="list-style-type: none"> ■火葬業務に支障をきたすことがないように、必要に応じて、適切に修繕等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者・職員に危険が及ぶような破損が生じた場合には、直ちに立ち入り禁止等の措置を講ずると共に、必要な補修等を実施する。 ■破損の恐れがある場合には事前に対策を講ずるよう、日常点検の実施を推進する。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ■舟入斎苑は、新耐震基準にて、設計されている。 ■本町斎苑については平屋建てであり、面積基準からも耐震化施設の対象外である。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ■火葬業務に支障をきたすことがないように、必要に応じて、適切に修繕等を実施し、長寿命化に努める。
総量適正化	<ul style="list-style-type: none"> ■将来的な人口減少等の環境変化を勘案しつつ、舟入斎苑への一本化を進めます。

(14) 防災（防災施設）

現状課題等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災倉庫には、災害発生時に使用するスコップや投光機等の防災備蓄資機材、避難所に配布する備蓄食料や毛布等を保管している。また、海拔0m地帯という地域特性から2階への保管が適切なものが多くあり、エレベーターの設置や自家発電機の浸水対策等防災機能を拡充していく必要がある。 ■ 防災施設の蛍光灯の飛散防止や家具転倒防止を検討していく必要がある。
点検診断等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法定点検以外では職員による毎月の点検を継続し、施設及び災害備蓄資機材の保全を推進していく。 ■ 法定点検については、点検を実施し、記録を管理できる体制を構築する。
維持管理等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災倉庫は平成11年建築の鉄骨造り建物のため比較的新しく堅牢な建物であるため、改修、設備の更新については、長期的な改修・更新計画の策定を推進し、日常点検を実施することで、予防的修繕を推進していく。 ■ ただし、災害想定の見直しにより被害想定が大きくなる想定結果がでているため、非常用自家発電機の設置場所や防災備蓄資機材の管理方法について見直しが必要と考える。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時に利用する施設であることも考え、蛍光灯の飛散防止や家具の転倒等、事前対策を講ずるように日常点検の実施を推進していく。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在、防災施設の耐震診断は未実施であるが、防災施設であることを考え、必要に応じて建物の耐震診断等を実施していく。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時に必要な施設であることから、今後の修繕や改修に当たっては長寿命化及び災害の被害想定にあわせた改修等を検討するとともに、必要に応じて建物の老朽化診断等を実施する。
総量適正化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建替えの時期が到来した際には、災害対策本部や避難所との連携等施設の最適な配置と機能の向上を検討する。

(15) 道路

<p>現状課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路は、日常生活や地域の交流、社会経済活動を支えるとともに、災害時には避難路や物資輸送路等の防災機能をも果たす基幹的交通施設であり、一度供用を開始すると機能維持が恒常的に求められる。 ■ 橋りょう等様々な施設から成っている道路の機能を維持するには、個々の施設の状態を把握して的確に診断し、適切な対策を行って重大な損傷の発生を防止するとともに、老朽化させない対策の確立が必要である
<p>点検診断等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路舗装、道路附属物等の施設については、町独自の基準等に基づき、定期的に点検を行い、健全度を診断することを推進する。
<p>維持管理等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 定期的に点検する全ての施設を対象に修繕計画（長寿命化計画）を策定し、計画的かつ効率的に道路施設を保全・更新するよう推進する。
<p>安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路舗装等の施設について定期点検を行うよう推進する。また、定期点検を実施する全ての対象に修繕計画（長寿命化計画）を策定し、計画的かつ効率的に道路施設を保全・更新するよう推進する。
<p>耐震化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 耐震化の対象施設ではない。
<p>長寿命化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路舗装等の施設について定期点検を行うよう推進する。また、定期点検を実施する全ての対象に修繕計画（長寿命化計画）を策定し、計画的かつ効率的に道路施設を保全・更新するよう推進する。 ■ 定期点検、補修等の記録を一元的に管理、蓄積し、絶えず最新の記録を参照できるよう推進する。 ■ 点検結果や補修履歴等から損傷原因を分析し、長寿命化対策の立案・実施を推進する。
<p>総量適正化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 供用を廃止した施設については、安全確保の観点から通行禁止または撤去を推進する。

(16) 橋りょう

<p>現状課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 橋りょうは、日常生活や地域の交流、社会経済活動を支えるとともに、災害時には避難路や物資輸送路等の防災機能をも果たす基幹的交通施設であり、一度供用を開始すると機能維持が恒常的に求められる。 ■ 橋りょう等様々な施設から成っている道路の機能を維持するには、個々の施設の状態を把握して的確に診断し、適切な対策を行って重大な損傷の発生を防止するとともに、老朽化させない対策の確立が必要である。
<p>点検診断等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 点検等の法により義務化の対象となる橋りょうについては、国が策定した基準等に基づき、5年に1回の頻度で、近接目視により点検を行う。
<p>維持管理等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「蟹江町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期的に行う点検の診断結果を基に修繕を行い、計画的かつ効率的に橋りょうを保全・更新する。
<p>安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「蟹江町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期的に行う点検の診断結果を基に修繕を行い、計画的かつ効率的に橋りょうを保全・更新する。
<p>耐震化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震発生時においても地震動による損傷が限定的なものに留まり、橋としての機能の回復が速やかに行い得る状態が確保されるよう耐震補強を推進する。
<p>長寿命化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「蟹江町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、適切な維持管理を推進し、定期的に行う点検の診断結果を基に修繕を行い、計画的かつ効率的に橋りょうを保全・更新する。
<p>総量適正化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 供用を廃止した施設については、安全確保の観点から撤去を推進し、総量を減らしていく。

(17) 上水道

<p>現状課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 配水管路施設、浄水場施設は、40年以上経過しているものもあり、老朽化は見られるが適宜補修等実施しており、利用上の問題はない。 ■ 今後水道ビジョンの更新、経営戦略の策定予定である。 ■ 現在、全量県営水道から供給を受け、本町内へ配水しているが、県営水道にかわる以前利用していた地下水源やポンプ施設等、現在使用していない施設のあり方を検討する必要がある。
<p>点検診断等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員による日常点検・検査を実施し、施設の保全を推進する。 ■ 点検・検査結果履歴に法定検査以外の内容の実施状況も管理できる体制の構築を推進する。
<p>維持管理等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管路・設備の更新や建物の改修について、長期的な改修・更新計画の策定を推進する。 ■ 日常点検等を実施し、予防的修繕を推進する。
<p>安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 破損等の恐れがある場合には事前に対策を講ずるように、日常点検の実施を推進する。
<p>耐震化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 耐震計画を基に、重要管路、重要施設等への管路整備を進めるとともに、必要に応じて管路耐震計画の見直しを検討する。 ■ 倉庫等付属建物に耐震診断及び耐震化未実施のものがあるが、これらについては実施の必要性等を検討する。
<p>長寿命化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管路の耐用年数を考慮し、長寿命化にも着目した工事を実施し、必要に応じて整備の見直しを検討する。 ■ 建物・設備の修繕や改修に当っては長寿命化にも着目した工事を実施することとし、必要に応じて建物の老朽化診断等を実施する。
<p>総量適正化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管路総量は適正と考えており、今後も管路耐震計画を基に、管路整備を進める。

(18) 下水道

現状課題等	<ul style="list-style-type: none"> ■平成15年度に下水道整備を開始してから、計画に基づいて、引き続き整備を継続しており、これまでのところ、修繕等の維持管理による課題はない。 ■クリーンセンターは、建設後、14年が経過しており、設備の老朽化が見受けられる箇所もあるが、専門業者による維持管理等を実施しており、使用上の問題はない。
点検診断等	<ul style="list-style-type: none"> ■点検、診断の記録が管理された体制の構築を検討している。 ■テレビカメラによる詳細調査を検討している。 ■クリーンセンターの設備等の法定点検を適切に実施し、施設の保全を推進する。
維持管理等	<ul style="list-style-type: none"> ■下水道整備を開始し、10年余りの経過年数のため、修繕の実績や更新の予定はないが将来的には、管きよの修繕や更新の実施履歴が管理された体制の構築を検討している。 ■クリーンセンターの設備等の改修、更新については、点検、診断結果を踏まえ、計画的に検討し、実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■安全確保のため引き続き日常点検の実施を推進する。 ■クリーンセンターの施設等の安全確保に努める。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ■「下水道施設の対策指針」に基づいて、引き続き、下水道整備を進める。 ■クリーンセンターは、平成13年度に建築された鉄筋コンクリート造であり、耐震化された建物と判断する。 ■建物の定期（法定）点検については実施の必要性等検討する。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ■管きよの耐用年数を考慮し、中長期的な視野で、長寿命化計画の策定を検討している。 ■クリーンセンターは耐用年数に応じて、老朽化が生じてくる設備もあるため、長寿命化にも着目した修繕改修の計画の策定を推進する。
総量適正化	<ul style="list-style-type: none"> ■事業計画に基づいて、引き続き、下水道整備を進める。 ■クリーンセンターは、将来的に公共下水道が当該地区に整備されれば、検討の対象となるが、当面の間は、整備の予定はない。

第6章 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

(1) 全庁的な管理体制の構築及び人材の育成

本計画の基本目標及び基本方針に基づき、公共施設を適切に維持管理、運営していくために、全庁的な調整連絡会議を設置し、本計画の進捗管理を行います。

また、個々の職員がより高度な知識技術を習得できるよう研修会や勉強会を実施し、必要な人材の育成に努めます。

(2) フォローアップの実施方針

本計画の対象期間は、40年間という長期の計画のため、10年毎を目途に、フォローアップとして本計画をはじめ、実施計画や個別施設計画の見直しを行うこととします。

公共建築物については、各施設の今後のあり方について全庁的な体制で検討を進めつつ、点検実施等の具体的な手法や優先順位について、必要な見直しを行います。

また、インフラ施設については、点検基準等の整備状況や、効率的な点検の実施等、国や県、周辺市町村との連携にも配慮して、必要な見直しを実施します。

本町では、若年人口の減少と高齢者人口の増加が見込まれ、これにより公共施設に求められるニーズも、時代とともに変化していきます。

したがって、計画見直しの際には公共施設等の維持管理の状態のみならず、人口・世代構成も配慮した配置等を検討することとします。

用語集

ア行	インフラ施設	産業や生活の基盤として整備される、道路、橋りょう、公園、上水道、下水道等の施設（それらと一体となった公共建築物を含む。）を指す。
カ行	改修	公共施設等を直すことで、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るもの。（例 耐震改修、長寿命化改修など）を指す。
	公共施設等	町が管理する公共建築物及び工作物を指す。具体的には、いわゆるハコモノである公共建築物のほか、道路、橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道）等の産業や生活の基盤として整備されるインフラ施設を併せて「公共施設等」とする。
	更新	老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備することを指す。
	義務的経費	歳出のうち、人件費・扶助費・公債費等の任意に節減できない性質をもつ経費のこと。
	公債費	公共施設等のような社会資本の整備等のために借入れた公債（借入金）を返済するための元金や利子。 義務的経費であり、返済は後年度の財政負担となる。
タ行	町債	公共施設やインフラ施設のように、効果が将来に及ぶ事業の財源のための会計年度を超えた長期にわたる借入金のこと。
サ行	事後保全	故障や不具合などが起きた後に対策をとって復帰させること。保全に費やす時間や労力を低減できるが、エレベーターなどでは故障を放置すると、より大きな故障や事故が発生するため、不向きとされている。
	自主財源	町が自らの機能に基づいて自主的に収入できる財源のこと。地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入が該当する。
	指定管理者制度	平成15年の地方自治法の改正により創設された制度で、地方公共団体が指定した法人又は個人が公の施設を管理することができるもの。
	社会保障費	「医療」「年金」「福祉」「介護」等、町から住民に給付される金銭、サービスの費用のこと。
	人件費	歳出に占める性質別経費のうち、職員の給与のこと。
	総合計画	本町のまちづくりの長期的な展望を示し、目指すべき目標を定めたもので、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されている。

夕行	地方交付税	地方税収入の不均衡による自治体間の財政力格差を調整するために国が行う地方財政調整制度のこと。
	長寿命化	定期的な施設点検を行い、公共施設やインフラ施設の損傷が拡大する前に適切な処置を行うことで、余分な修繕費用を抑え、施設の耐用年数を伸ばす手法のこと。
	投資的経費	公共施設等のように社会資本として将来に残るものに支出されるものをいう。普通建設事業費、災害復旧事業費等が含まれる。
ナ行	延床面積	建築物の各階の床面積を合計した面積のこと。
ハ行	P D C Aサイクル	業務プロセスの管理手法の一つ。計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法のこと。
	扶助費	歳出に占める性質別の経費のうち、高齢者・児童・生活困窮者等を援助するための経費のこと。
	保全	公共施設等並びにそれらの付帯設備などの対象物の全体又は部分の機能及び性能を使用目的に適合させるための維持管理、修繕及び改修などを含む行為のこと。
ヤ行	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体能力、国籍など人々が持つ様々な特性や違いを超え、全ての人に配慮して心豊かな暮らしづくりを行っていかこうとする考え方を指す。
	有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度減価償却が進んでいるかを全体として把握することが可能となる指標を指す。
	予防保全	故障や不具合などが起きる前に対策を講じて、その後の故障や不具合などが起きないようにすること。 予防保全を実施することで、突発的な事故が減り、多額の費用が発生しにくくなるとされている。
ラ行	類似団体	客観的に判断できる「人口」と「産業構造」により市町村を分類し、同じ分類となった市町村を指す。

蟹江町公共施設等総合管理計画

平成29年3月
(令和4年3月一部改訂)



作成・発行／蟹江町

所在地／〒497-8601

愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

電話番号／0567-95-1111 (代)

ホームページ／<http://www.town.kanie.aichi.jp/>

編集／蟹江町役場総務部総務課